令和元年(2019年) 6月那覇市議会定例会

議 案 書

令和元年6月7日

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事件名	関係委員会	主管部課	頁
議案第48号	那覇市固定資産評価審査委員会の委員の 選任について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第49号	那覇市公平委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第50号	那覇市行政財産使用料条例の一部を改正 する条例制定について	総務委員会	総務部 管財課	5
議案第51号	那覇市ともかぜ振興会館条例制定につい て	総務委員会	総務部 平和交流 • 男女参画課	7
議案第52号	那覇市税条例の一部を改正する条例制定 について	総務委員会	企画財務部 納税課	15
議案第53号	那覇市固定資産税の課税免除及び不均一 課税に関する条例の一部を改正する条例 制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	27
議案第54号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一 部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	33
議案第55号	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処 理に関する条例の一部を改正する条例制 定について	建設委員会	環境部 廃棄物対策課	35
議案第56号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例 制定について	予算決算委員会 (建設分科会)	環境部 環境衛生課	39
議案第57号	那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 福祉政策課	45
議案第58号	那覇市自転車等駐車場の設置等に関する 条例制定について	建設委員会	まちなみ共創部 建築指導課	49
議案第59号	那覇市における建築物の駐車施設の附置 等に関する条例の一部を改正する条例制 定について	建設委員会	まちなみ共創部 建築指導課	55
議案第60号	那覇市営住宅条例の一部を改正する条例 制定について	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	65
議案第61号	那覇市消防手数料条例の一部を改正する 条例制定について	予算決算委員会 (総務分科会)	消防局 予防課	67
議案第62号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条 例制定について	総務委員会	消防局 予防課	71

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事件名	関係委員会	主管部課	頁
議案第63号	那覇市水道給水条例の一部を改正する条 例制定について	建設委員会	上下水道局 企画経営課	75
議案第64号	那覇市下水道条例の一部を改正する条例 制定について	建設委員会	上下水道局 企画経営課	81
議案第65号	那覇市立森の家みんみん条例の一部を改 正する条例制定について	教育福祉委員会	生涯学習部 生涯学習課	85
議案第66号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 2号)	予算決算委員会 (3分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第67号	令和元年度那覇市水道事業会計補正予算 (第1号)	予算決算委員会 (建設分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第68号	財産の取得について(救助工作車)	総務委員会	消防局 総務課	87
議案第69号	市道の路線認定及び廃止について	建設委員会	都市みらい部 道路管理課	89
議案第70号	議決内容の一部変更について	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	93
報告第7号	専決処分の報告について(工事請負金額の変 更)	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	95
報告第8号	那覇市国民保護計画の改正について	総務委員会	総務部 防災危機管理課	別冊
報告第9号	平成30年度那覇市一般会計繰越明許費繰 越計算書について	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	97
報告第10号	平成30年度那覇市一般会計事故繰越し繰 越計算書について	予算決算委員会 (3分科会)	企画財務部 財政課	101
報告第11号	平成30年度那覇市介護保険事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	103
報告第12号	平成30年度那覇市市街地再開発事業特別 会計繰越明許費繰越計算書について	予算決算委員会 (建設分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	105

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事件名	関係委員会	主管部課	頁
報告第13号	平成30年度那覇市水道事業会計予算繰越 計算書について	予算決算委員会 (建設分科会)	上下水道局 企画経営課	107
報告第14号	平成30年度那覇市下水道事業会計予算繰 越計算書について	予算決算委員会 (建設分科会)	上下水道局 企画経営課	109
報告第15号	専決処分の報告について(工事請負金額の変 更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	111
報告第16号	専決処分の報告について(工事請負金額の変 更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	113
報告第17号	専決処分の報告について(工事請負金額の変 更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	115
報告第18号	専決処分の報告について(工事請負金額の変 更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	117
報告第19号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	119
報告第20号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	121
報告第21号	専決処分の報告について(車両事故)	教育福祉委員会	学校教育部 学務課	123

議案第48号

那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を那覇市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、同意を求 める。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

友利 聖子

(提案理由)

上記の者は那覇市固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思 料するので、この案を提出する。

議案第49号

那覇市公平委員会の委員の選任について

次の者を那覇市公平委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子



(提案理由)

上記の者は、那覇市公平委員会の委員に適任であると思料するので、この案 を提出する。

- 4 -

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、行政財産の使用料の年額に係る 基準を改定するため。 那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の額)	(使用料の額)
第3条 行政財産の使用料の年額は、次に定	第3条 [略]
める基準に従い市長が定める。	
(1) 土地	(1) [略]
ア [略]	ア [略]
イ 使用許可の期間が1月未満の場合	イ 使用許可の期間が1月未満の場合
当該土地の1平方メートル当たり	当該土地の1平方メートル当たり
の前年度の固定資産税評価額に準ず	の前年度の固定資産税評価額に準ず
る額×使用許可の面積×0.05×0.3	る額×使用許可の面積×0.05×0.3
× <u>1.08</u>	× <u>1.1</u>
(2) 建物 (当該建物の1平方メートル	(2) 建物 (当該建物の1平方メートル
当たりの再調達価格×使用許可の面積	当たりの再調達価格×使用許可の面積
×0.1+当該建物敷地の1平方メートル	×0.1+当該建物敷地の1平方メートル
当たりの前年度の固定資産税評価額に	当たりの前年度の固定資産税評価額に
準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.	準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.
$3) \times \underline{1.08}$	$3) \times \underline{1.1}$
2~5 [略]	2~5 [略]
	下「改正部分」という。)に対応する改正後
の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後	:部分」という。)がある場合には、当該改正

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

部分を当該改正後部分に改める。

- (経過措置)
- 2 改正後の那覇市行政財産使用料条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用 料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第51号

那覇市ともかぜ振興会館条例制定について

那覇市ともかぜ振興会館条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収により、失われた旧 大嶺集落の歴史等を次世代へ継承し、平和を希求する想いを発信するとともに、 市民の健康づくりの場を提供すること等により、地域の振興及び活性化に寄与 することを目的として、那覇市ともかぜ振興会館を設置するため、この案を提 出する。 (設置)

第1条 沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収により失われた旧 大嶺集落の歴史等を次世代へ継承し、平和を希求する想いを発信するとともに、 市民の健康づくり、地域のコミュニティ活動や文化芸術活動の場を提供すること 等により地域の振興及び活性化に寄与するため、ともかぜ振興会館(以下「会館」 という。)を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、那覇市金城3丁目5番地の3とする。

(会館の構成)

- 第3条 会館は、次に掲げる施設をもって構成する。
 - (1) 多目的ホール(実践練習場及び控室を含む。)
 - (2) 企画展示室
 - (3) 会議室
 - (4) 相談室
 - (5) ふれあい情報コーナー
 - (6) 伝統芸能指導スペース
 - (7) 研修室
 - (8) トレーニング室
 - (9) ボランティア室

(事業)

- 第4条 会館は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 旧軍飛行場用地問題(第1条の用地接収に起因する問題をいう。)の歴史を次 世代へ継承し、平和を希求する想いを発信すること。
 - (2) 第1条の失われた旧大嶺集落の歴史、伝統、文化等を次世代へ継承するための活動の促進に関すること。
 - (3) 次に定めるもののための施設の提供に関すること。
 - ア 健康相談、健康診査その他市民の健康の保持及び増進を目的とした事業又 は活動

- イ 地域住民による集会、交流その他の地域におけるコミュニティ活動
- ウ 地域住民等による文化芸術に関する活動
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

- 第5条 会館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 火曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 3 前2項の規定にかかわらず、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下 「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利 用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。
- 4 第2項第1号の規定にかかわらず、前条第3号アに定めるものに係る利用について 市長が特に必要があると認める場合は、指定管理者は、同号の施設の提供を行う ものとする。

(利用者の範囲)

- 第6条 会館を利用できるものは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 特定地域住民(第1条の旧大嶺集落の住民及びその関係者をいう。)
 - (2) その他市長又は指定管理者が適当と認めるもの

(入館の制限等)

- 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、 又は退館を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可等)

- 第8条 会館を利用しようとするものは、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付すること ができる。

- 3 第3条第9号のボランティア室を利用するものの選定は、市長が行う。(利用料金)
- 第9条 利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管 理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。
- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由 に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

- 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 第6条第1号の特定地域住民が利用する場合
 - (2) 本市が主催又は共催をする事業又は行事に利用する場合
 - (3) 本市内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をい
 - う。)が教育上の目的で利用する場合
 - (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可 しない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可

を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することが できる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第13条 利用者は、会館の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又は これに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があ ると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

- 第14条 利用者は、会館の施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)
- 第15条 利用者は、会館の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復するもの とする。

(損害賠償等の義務)

第16条 会館の施設又は設備を破損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状 に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得 ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

- 第17条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、会館の管理を行わせるに最適な 法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条 の2第3項の指定管理者として指定するものとする。
 - (1) 市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮 減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った会館の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、会館の管理を行おうとするものの市長に対する申請に より行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添

付して行わなければならない。

- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。(指定管理者が行う管理の基準)
- 第18条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係 る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に 従い、会館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはなら ない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 利用許可に関する業務
 - (2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) 会館の維持管理に関する業務
 - (4) その他市長が必要と認める業務

(選定委員会)

- 第21条 市長の諮問に応じ、会館の指定管理者の選定を審議するため、那覇市とも かぜ振興会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。
- 2 選定委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規 則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この

別表(第9条関係)

1 施設利用料金

区分		利用料金(円)							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
	-		9時~	13 時~	18 時~	9 時~	13 時~	9 時~	
				12 時	17 時	22 時	17 時	22 時	22 時
多	入場	1,000円以下	平日	8,400	17, 248	21, 056	24, 416	39, 312	42, 224
目	料に	(無料の場合	休日等	10, 920	22, 400	27, 328	31, 808	47, 124	54, 946
的	よる	を含む。)							
ホ	区分	1,000円超	平日	10, 203	21, 137	25, 754	30, 235	48,082	51, 664
-	(会	2,000 円以下	休日等	13, 186	27, 047	33, 230	38, 471	57, 370	66, 809
ル	費制	2,000円超	平日	13, 645	28, 197	34, 467	40, 103	63, 945	69, 098
	を含	3,000円以下	休日等	17, 719	36, 049	44, 520	51, 588	76, 423	89, 391
	む。)	3,000円超	平日	14, 997	31, 029	37, 926	44, 109	70, 321	76, 029
			休日等	19, 491	39, 650	48, 968	56, 743	84, 086	98, 339
企画展示室		990	1,690	2, 284	2, 270	3, 475	4, 247		
会議室及び相談室		180	307	415	413	632	772		
伝統芸能指導スペース		1, 410	2, 406	3, 252	3, 234	4, 949	6,049		
研修室		585	998	1, 349	1, 342	2, 053	2, 510		
トレーニング室							200		

備考

- 1 「休日等」とは、土曜日、日曜日、慰霊の日(6月23日)及び国民の祝日に関 する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日をいう。
- 2 多目的ホールには、実践練習場及び控室を含む。
- 3 トレーニング室の利用は、1人1回当たり2時間以内に限るものとする。
- 4 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満は、1時間とみなす。) を限度とし、その利用料金は、次のとおりとする。この場合において、その

額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 12時から13時までの1時間については、午前利用料金の3分の1の額
- (2) 17時から18時までの1時間については、午後利用料金の4分の1の額
- (3) 22時から23時までの1時間については、夜間利用料金の4分の1の額

5 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場 合の利用料金は、次のとおりとする。

- (1) 多目的ホール 3,000円超の入場料区分欄を適用した額
- (2) 企画展示室 当該利用料金の20割の額
- (3) 会議室及び相談室 当該利用料金の20割の額
- (4) 伝統芸能指導スペース 当該利用料金の20割の額
- (5) 研修室 当該区分利用料金の20割の額
- 2 附属設備利用料金

種別	単位	金額(円)
舞台設備	1点につき1回	7, 700
音響設備	1点につき1回	8,800
照明設備	1セットにつき1回	2, 200
ピアノ	1点につき1回	12, 100
映写機	1点につき1回	4, 950
その他	一式につき1回	1, 100

備考 1時間当たりの冷房料は、次のとおりとする。この場合において、冷房の利 用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

- (1) 多目的ホール 1,330円
- (2) 企画展示室 300円
- (3) 会議室及び相談室 100円
- (4) 伝統芸能指導スペース 1,330円
- (5) 研修室 200円

那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、個人市民税の非課税の 範囲に係る規定並びに軽自動車税の環境性能割及び種別割に関する規定等を整 備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。 (那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の申告)	(市民税の申告)
第36条の2 [略]	第36条の2 [略]
2~5 [略]	2~5 [略]
	6 第1項又は前項の場合において、前年に おいて支払を受けた給与で所得税法第19 0条の規定の適用を受けたものを有する 者で市内に住所を有するものが、第1項の 申告書を提出するときは、法第317条の2 第1項各号に掲げる事項のうち施行規則 で定めるものについては、施行規則で定 める記載によることができる。
<u>6~8</u> [略]	<u>7~9</u> [略]
(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養</u> <u>親族申告書</u>)	(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養</u> <u>親族等申告書</u>)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規
定により同項に規定する申告書を提出し	定により同項に規定する申告書を提出し
なければならない者(以下この条におい て「給与所得者」という。)で市内に住所	なければならない者(以下この条におい て「給与所得者」という。)で市内に住所
を有するものは、当該申告書の提出の際	を有するものは、当該申告書の提出の際
に経由すべき同項の給与等の支払者(以	に経由すべき同項に規定する給与等の支
下この条において「給与支払者」という。)	払者(以下この条において「給与支払者」
から毎年最初に給与の支払を受ける日の	という。)から毎年最初に給与の支払を受
前日までに、施行規則で定めるところに	ける日の前日までに、施行規則で定める
より、次に掲げる事項を記載した申告書	ところにより、次に掲げる事項を記載し
を、当該給与支払者を経由して、市長に	た申告書を、当該給与支払者を経由して、
提出しなければならない。	市長に提出しなければならない。
$(1) \sim (2)$ [略]	$(1) \sim (2)$ [略]
	<u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者</u> <u>に該当する場合には、その旨</u>
<u>(3)</u> [略]	(4) [略]
2~5 [略]	2~5 [略]
(個人の市民税に係る公的年金等受給者	(個人の市民税に係る公的年金等受給者
の <u>扶養親族申告書</u>)	の <u>扶養親族等申告書</u>)
第36条の3の3 所得税法 <u>第203条の5第1項</u>	第36条の3の3 所得税法 <u>第203条の6第1項</u>

の規定により同項に規定する申告書を提 出しなければならない者(以下この条に おいて「公的年金等受給者」という。) で市内に住所を有するものは、当該申告 書の提出の際に経由すべき<u>同項の</u>公的年 金等の支払者(以下この条において「公的 年金等支払者」という。)から毎年最初に <u>同項に規定する公的年金等</u>の支払を受け る日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該公的年金等支払者を経由 して、市長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (2)$ [略]

(3) [略]

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定 による申告書を公的年金等支払者を経由 して提出する場合において、当該申告書 に記載すべき事項がその年の前年におい て当該公的年金等支払者を経由して提出 した前項又は法第317条の3の3第1項の規 定による申告書に記載した事項と異動が ないときは、公的年金等受給者は、当該 公的年金等支払者が所得税法第203条の5 第2項に規定する国税庁長官の承認を受 けている場合に限り、施行規則で定める ところにより、前項又は法第317条の3の3 第1項の規定により記載すべき事項に代 えて当該異動がない旨を記載した前項又 は法第317条の3の3第1項の規定による申 告書を提出することができる。

の規定により同項に規定する申告書を提 出しなければならない者又は法の施行地 において同項に規定する公的年金等(所 得税法第203条の7の規定の適用を受ける ものを除く。以下この項において「公的 年金等」という。)の支払を受ける者であ って、扶養親族(控除対象扶養親族を除 く。)を有する者若しくは単身児童扶養者 である者(以下この条において「公的年金 等受給者」という。)で市内に住所を有す るものは、当該申告書の提出の際に経由 すべき所得税法第203条の6第1項に規定 する公的年金等の支払者(以下この条に おいて「公的年金等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受け る日の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該公的年金等支払者を経由 して、市長に提出しなければならない。 $(1) \sim (2)$ [略]

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童
 扶養者に該当する場合には、その旨

(4) [略]

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定 による申告書を公的年金等支払者を経由 して提出する場合において、当該申告書 に記載すべき事項がその年の前年におい て当該公的年金等支払者を経由して提出 した前項又は法第317条の3の3第1項の規 定による申告書に記載した事項と異動が ないときは、公的年金等受給者は、当該 公的年金等支払者が所得税法第203条の6 第2項に規定する国税庁長官の承認を受 けている場合に限り、施行規則で定める ところにより、前項又は法第317条の3の3 第1項の規定により記載すべき事項に代 えて当該異動がない旨を記載した前項又 は法第317条の3の3第1項の規定による申 告書を提出することができる。

3 [略]

3 [略]

 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 [略] (市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定に よって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7 項若しくは<u>第8項</u>の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告すべき事告すべき申告書を正当なす。 2~3 [略] 	 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法<u>第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 [略] (市民税に係る不申告に関する過料) 第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは<u>第9項</u>の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
了。 一 一 一 則	之。53 [呣] 付 則
	(軽自動車税の環境性能割の非課税)
(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の 特例) <u>第11条の2</u> [略]	 第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4 項において準用する場合を含む。)に掲げ る3輪以上の軽自動車(自家用のものに限 る。以下この条において同じ。)に対して は、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和 元年10月1日から令和2年9月30日までの 間(付則第11条の6第3項において「特定期 間」という。)に行われたときに限り、第 80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車 税の環境性能割を課さない。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の 特例) 第11条の2の2 [略] 沖縄県知事は、当分の間、前項の規定に より行う軽自動車税の環境性能割の賦課 徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第4
	<u>46条第1項(同条第2項において準用する</u> 場合を含む。)又は法第451条第1項若しく

	は第2項(これらの規定を同条第4項にお いて準用する場合を含む。)の適用を受け る3輪以上の軽自動車に該当するかどう かの判断をするときは、国土交通大臣の 認定等(法附則第29条の9第3項に規定す る国土交通大臣の認定等をいう。次項に
	 おいて同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 沖縄県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規
	<u>によることとされた伝第161衆第1項に規</u> 定する申告書を提出すべき当該3輪以上
	の軽自動車の取得者とみなして、軽自動 車税の環境性能割に関する規定を適用す
	<u>る。</u> 4 前項の規定の適用がある場合における
	納付すべき軽自動車税の環境性能割の額
	は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した会額を加算した
	<u>の割合を乗じて計算した金額を加算した</u> 金額とする。
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)	<u>・ 低し / 2。</u> (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)
第11条の6 [略]	第11条の6 「略]
2 [略]	2 [略]
	1

(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第12条 法 <u>附則第30条</u> に規定する3輪以上 の軽自動車に対する当該軽自動車が最初 の法第444条第3項に規定する車両番号の 指定を受けた月から起算して14年を経過 した月の属する年度以後の年度分の軽自 動車税の種別割に係る第82条の規定の適 用については、当分の間、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。	3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗 用のものに対する第81条の4(第2号に係 る部分に限る。)及び前項の規定の適用に ついては、当該軽自動車の取得が特定期 間に行われたときに限り、これらの規定 中「100分の2」とあるのは、「100分の1」 とする。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)第12条 法 <u>附則第30条第1項</u> に規定する3輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が 最初の法第444条第3項に規定する車両番 号の指定(次項から第4項までにおいて 「初回車両番号指定」という。)を受けた 月から起算して14年を経過した月の属す る年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第82条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。
 [表 略] 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲	 [表 略] 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲
げる3輪以上の軽自動車に対する第82条	げる3輪以上の軽自動車に対する第82条
の規定の適用については、当該軽自動車	の規定の適用については、当該軽自動車
が <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日</u>	が平成31年4月1日から令和2年3月31日ま
<u>まで</u> の間に初回車両番号指定を受けた場	での間に初回車両番号指定を受けた場合
合には <u>平成30年度分</u> の軽自動車税に限	には <u>令和2年度分</u> の軽自動車税 <u>の種別割</u>
り、当該軽自動車が <u>平成30年4月1日から</u>	に限り、当該軽自動車が <u>令和2年4月1日か</u>
<u>平成31年3月31日まで</u> の間に初回車両番	ら令和3年3月31日までの間に初回車両番
号指定を受けた場合には <u>平成31年度分</u> の	号指定を受けた場合には <u>令和3年度分</u> の
軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ	軽自動車税 <u>の種別割</u> に限り、次の表の左
る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句	欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と	げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ
する。 [表 略] 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲	る字句とする。 [表 略] 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲
げる <u>3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃</u>	げる <u>法第446条第1項第3号に規定するガ</u>
機関の燃料として用いるものに限る。以	ソリン軽自動車(以下この項及び次項に
下この項及び次項において同じ。)に対す	おいて「ガソリン軽自動車」という。)
る第82条の規定の適用については、当該	のうち3輪以上のものに対する第82条の

<u>軽自動車が平成29年4月1日から平成30年</u> <u>3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を 受けた場合には<u>平成30年度分</u>の軽自動車 税に限り、当該<u>軽自動車が平成30年4月1</u> 日から平成31年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には<u>平成31年</u> 度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

- [表 略]
- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲 げる<u>3輪以上の軽自動車</u>(前項の規定の適 用を受けるものを除く。)に対する第82 条の規定の適用については、当該<u>軽自動</u> 車が平成29年4月1日から平成30年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には<u>平成30年度分</u>の軽自動車税に限 り、当該<u>軽自動車が平成30年4月1日から</u> 平成31年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には<u>平成31年度分</u>の 軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げ る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

[表 略]

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収 に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項 から第4項までの規定の適用を受ける3輪 以上の軽自動車に該当するかどうかの判 断をするときは、国土交通大臣の認定等 (法附則第30条の2第1項に規定する国土 交通大臣の認定等をいう。次項において 同じ。)に基づき当該判断をするものとす る。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の

規定の適用については、当該<u>ガソリン軽</u> <u>自動車が平成31年4月1日から令和2年3月</u> <u>31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受け た場合には<u>令和2年度分</u>の軽自動車税<u>の</u> <u>種別割</u>に限り、当該<u>ガソリン軽自動車</u>が <u>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</u> の間に初回車両番号指定を受けた場合に は<u>令和3年度分</u>の軽自動車税<u>の種別割</u>に 限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲 げる<u>ガソリン軽自動車のうち3輪以上の もの</u>(前項の規定の適用を受けるものを 除く。)に対する第82条の規定の適用につ いては、当該<u>ガソリン軽自動車が平成31</u> 年4月1日から令和2年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和 2年度分</u>の軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、当 該<u>ガソリン軽自動車が令和2年4月1日か</u> ら令和3年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u>の 軽自動車税<u>の種別割</u>に限り、次の表の左 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

[表 略]

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第12条の2 市長は、軽自動車税<u>の種別割</u>の 賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前 条第2項から第4項までの規定の適用を受 ける3輪以上の軽自動車に該当するかど うかの判断をするときは、国土交通大臣 の認定等(法附則第30条の2第1項に規定 する国土交通大臣の認定等をいう。次項 において同じ。)に基づき当該判断をする ものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額について不足額があることを第83条

	納期限(納期限の延長があったときは、そ		第2項の納期限(納期限の延長があったと
	の延長された納期限)後において知った		きは、その延長された納期限)後において
	場合において、当該事実が生じた原因が、		知った場合において、当該事実が生じた
	国土交通大臣の認定等の申請をした者が		原因が、国土交通大臣の認定等の申請を
	偽りその他不正の手段(当該申請をした		した者が偽りその他不正の手段(当該申
	者に当該申請に必要な情報を直接又は間		請をした者に当該申請に必要な情報を直
	接に提供した者の偽りその他不正の手段		接又は間接に提供した者の偽りその他不
	を含む。)により国土交通大臣の認定等を		正の手段を含む。)により国土交通大臣の
	受けたことを事由として国土交通大臣が		認定等を受けたことを事由として国土交
	当該国土交通大臣の認定等を取り消した		通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取
	ことによるものであるときは、当該申請		り消したことによるものであるときは、
	をした者又はその一般承継人を賦課期日		当該申請をした者又はその一般承継人を
	現在における当該不足額に係る3輪以上		賦課期日現在における当該不足額に係る
	の軽自動車の所有者とみなして、軽自動		3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、
	車税に関する規定(第87条及び第88条の		軽自動車税の種別割に関する規定(第87
	規定を除く。)を適用する。		条及び第88条の規定を除く。)を適用す
			3.
3	前項の規定の適用がある場合における	3	
0	納付すべき軽自動車税の額は、同項の不	0	納付すべき軽自動車税の種別割の額は、
	足額に、これに100分の10の割合を乗じて		同項の不足額に、これに100分の10の割合
	計算した金額を加算した金額とする。		を乗じて計算した金額を加算した金額と
	計算した金額を加算した金額とりる。		を来して計算した金額を加昇した金額とする。
			9 \@
4	第2項の規定の適用がある場合における		
	第19条の規定の適用については、同条中		
	「納期限(」とあるのは、「納期限(付則		
	第12条の2第2項の規定の適用がないもの		
	とした場合の当該3輪以上の軽自動車の		
	所有者についての軽自動車税の納期限と		
	し、当該」とする。		

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ る全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 第2条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第24条 次の各号のいずれかに該当する者 に対しては、市民税(第2号に該当する者 にあっては、第53条の2の規定により課す る所得割(以下「分離課税に係る所得割」 という。)を除く。)を課さない。ただし、 法の施行地に住所を有しない者について は、この限りでない。	第24条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
 (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 	 (2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は</u> <u>単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の 合計所得金額が135万円を超える場合 を除く。)
2 [略]	2 [略]
付 則	付則
(軽自動車税の種別割の税率の特例)	(軽自動車税の種別割の税率の特例)
 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が 最初の法第444条第3項に規定する車両番 号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて 「初回車両番号指定」という。)を受けた 月から起算して14年を経過した月の属す る年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第82条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略] 2~4 [略] 	 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が 最初の法第444条第3項に規定する車両番 号の指定(次項から<u>第5項</u>までにおいて 「初回車両番号指定」という。)を受けた 月から起算して14年を経過した月の属す る年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第82条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略] 2~4 [略] 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の 毎日のよのに対する第2項第1号及び第2号に掲
	乗用のものに対する第82条の規定の適用 については、当該軽自動車が令和3年4月1 日から令和4年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和4年度 分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽 自動車が令和4年4月1日から令和5年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和5年度分の軽自動車税の

	<u>種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる</u> <u>同条の規定中同表の中欄に掲げる字句</u> <u>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と</u> <u>する。</u>
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の	第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の
賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前	賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前
条第2項から <u>第4項</u> までの規定の適用を受	条第2項から <u>第5項</u> までの規定の適用を受
ける3輪以上の軽自動車に該当するかど	ける3輪以上の軽自動車に該当するかど
うかの判断をするときは、国土交通大臣	うかの判断をするときは、国土交通大臣
の認定等(法附則第30条の2第1項に規定	の認定等(法附則第30条の2第1項に規定
する国土交通大臣の認定等をいう。次項	する国土交通大臣の認定等をいう。次項
において同じ。)に基づき当該判断をする	において同じ。)に基づき当該判断をする
ものとする。	ものとする。
2~3 [略]	2~3 [略]

備考

1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第4条の規定 令和元年10月1日
 - (2) 第1条中那覇市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を 第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び 第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
 - (3) 第2条中那覇市税条例第24条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
 - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第5条の規定 令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例(次項及び第3項において「2 年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前 に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申 告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる 規定の施行の日以後に支払を受けるべき那覇市税条例第36条の2第1項に規定する給与に ついて提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用 する。
- 3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払 を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による 改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。) 第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

のを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

- 第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例第24条第1項(第2号に係 る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令 和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の那覇市 税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部 分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する 軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 第5条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定は、令和3年度以 後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別 割については、なお従前の例による。

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部 を改正する条例制定について

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措 置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、観光地形成促進地域 等に係る固定資産税の課税免除に係る規定等を整備し、併せて字句の整理を行 うため、この案を提出する。 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 [略]
る用語の意義は、当該各号に定めるとこ	
ろによる。	
$(1) \sim (5)$ [略]	$(1) \sim (5)$ [略]
	(6) 青色申告者等 所得税法(昭和40年
	法律第33号)第2条第1項第40号又は法
	人税法(昭和40年法律第34号)第2条第3
	7号に規定する青色申告書を提出する
	個人若しくは法人又は同法第81条の22
	<u>第1項の規定による申告書を提出する</u>
	同法第2条第12号の6の7に規定する連
	結親法人若しくは当該連結親法人との
	間に同条第12号の7の7に規定する連結
	<u>完全支配関係にある同条第12号の7に</u>
	規定する連結子法人をいう。
(観光地形成促進地域における課税免除)	(観光地形成促進地域における課税免除)
第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域	第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域
内において、沖振法第6条第5項の規定に	内において、沖振法第6条第5項の規定に
よる観光地形成促進計画の提出の日(以	よる観光地形成促進計画の提出の日(以
下この条において「提出日」という。)	下この条において「提出日」という。)
から <u>平成31年3月31日</u> までの間に、沖縄振	から <u>令和3年3月31日</u> までの間に、沖縄振
興特別措置法 <u>第9条</u> 等の地方税の課税免	興特別措置法 <u>第九条</u> 等の地方税の課税免
除又は不均一課税に伴う措置が適用され	除又は不均一課税に伴う措置が適用され
る場合等を定める省令(平成14年総務省	る場合等を定める省令(平成14年総務省
令第42号)第1条第2項に規定する対象施	令第42号)第1条第2項に規定する対象施
設(以下この条において「 <u>対象施設</u> 」とい	設(以下この条において「特定民間観光関
う。)を新設し、又は増設した <u>者</u> について、	<u>連施設</u> 」という。)を新設し、又は増設し
当該対象施設である家屋及び償却資産並	た青色申告者等について、沖振法第8条第
びに当該家屋又は当該対象施設である構	1項に規定する特定民間観光関連施設の
<u>築物</u> の敷地である土地(提出日以後にお	用に供する機械及び装置、家屋若しくは
いて取得したものに限り、かつ、土地に	構築物又はこれらの敷地である土地(提
ついては、その取得の日の翌日から起算	出日以後において取得したものに限り、
して1年以内に当該土地を敷地とする当	かつ、土地については、その取得の日の

該家屋又は構築物の建設の着手があった 場合における当該土地に限る。)に対して 課する固定資産税は、新たに課されるこ ととなった年度以後5年度分について、課 税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区 域内において、沖振法第28条第5項の規定 による情報通信産業振興計画の提出の日 (以下この条において「提出日」という。) から平成31年3月31日までの間に、次に掲 げるいずれかの設備を新設し、又は増設 した者について、当該設備である家屋及 び償却資産並びに当該家屋又は当該設備 である構築物の敷地である土地(提出日 以後において取得したものに限り、かつ、 土地については、その取得の日の翌日か ら起算して1年以内に当該土地を敷地と する当該家屋又は構築物の建設の着手が あった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、新たに課 されることとなった年度以後5年度分に ついて、課税を免除する。

(1) 沖振法第3条第6号に規定する情報 通信産業又は同条第8号に規定する情 報通信技術利用事業の用に供する一の 設備であって、これを構成する減価償 却資産(所得税法施行令(昭和40年政令) 翌日から起算して1年以内に当該土地を 敷地とする当該家屋又は構築物の建設の 着手があった場合における当該土地に限 る。)に対して課する固定資産税は、新た に課されることとなった年度以後5年度 分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区 域内において、沖振法第28条第5項の規定 による情報通信産業振興計画の提出の日 (以下この条において「提出日」という。) から令和3年3月31日までの間に、沖振法 第3条第6号に規定する情報通信産業又は 同条第8号に規定する情報通信技術利用 事業の用に供する一の設備であって、こ れを構成する減価償却資産(所得税法施 行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号か ら第7号まで又は法人税法施行令(昭和40 年政令第97号)第13条第1号から第7号ま でに掲げるものに限る。)の取得価額の合 計額が1,000万円を超えるもの又は機械 及び装置並びに器具及び備品で、これら の取得価額の合計額が100万円を超える ものを新設し、又は増設した青色申告者 等について、当該設備である機械及び装 置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷 地である土地(提出日以後において取得 したものに限り、かつ、土地については、 その取得の日の翌日から起算して1年以 内に当該土地を敷地とする当該家屋又は 構築物の建設の着手があった場合におけ る当該土地に限る。)に対して課する固定 資産税は、新たに課されることとなった 年度以後5年度分について、課税を免除す る。

<u>第96号)第6条第1号から第7号まで又は</u> 法人税法施行令(昭和40年政令第97号) <u>第13条第1号から第7号までに掲げるも</u> のに限る。)の取得価額の合計が1,000 万円を超えるもの

(2) 機械及び装置並びに器具及び備品 で、これらの取得価格の合計額が100 万円を超えるもの

(産業高度化・事業革新促進地域における 課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進 地域の区域内において、沖振法第35条第4 項の規定による産業高度化・事業革新促 進計画の提出の日(以下この条において 「提出日」という。)から平成31年3月31 日までの間に、次に掲げるいずれかの設 備を新設し、又は増設した者で沖振法第3 5条の3第4項の規定による沖縄県知事の 認定を受けたものについて、当該設備(倉 庫業の用に供するものを除く。)である家 屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地で ある土地(提出日以後において取得した ものに限り、かつ、土地については、そ の取得の日の翌日から起算して1年以内 に当該土地を敷地とする当該家屋の建設 の着手があった場合における当該土地に 限る。)に対して課する固定資産税は、新 たに課されることとなった年度以後5年 度分について、課税を免除する。

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26

(産業高度化・事業革新促進地域における 課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進 地域の区域内において、沖振法第35条第4 項の規定による産業高度化・事業革新促 進計画の提出の日(以下この条において 「提出日」という。)から令和3年3月31 日までの間に、沖振法第35条の3第4項の 規定による認定に係る産業高度化・事業 革新措置実施計画に従って、製造業等又 は産業高度化・事業革新促進事業の用に 供する設備のうち、租税特別措置法(昭和 32年法律第26号) 第12条第1項の表の第2 号若しくは第45条第1項の表の第2号の規 定の適用を受ける設備であって、取得価 額の合計額が1,000万円を超えるもの又 は機械及び装置並びに器具及び備品で、 これらの取得価額の合計額が100万円を 超えるものを新設し、又は増設した沖振 法第35条の3第4項の規定による沖縄県知 事の認定を受けた青色申告者等につい て、当該設備(倉庫業の用に供するものを 除く。)である機械及び装置若しくは家屋 又はその敷地である土地(提出日以後に おいて取得したものに限り、かつ、土地 については、その取得の日の翌日から起 算して1年以内に当該土地を敷地とする 当該家屋の建設の着手があった場合にお ける当該土地に限る。)に対して課する固 定資産税は、新たに課されることとなっ た年度以後5年度分について、課税を免除 する。

 日)第12条第1項の表の第2号又は同法 第45条第1項の表の第2号の規定の適用 を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの (2)機械及び装置並びに器具及び備品 で、これらの取得価額の合計額が100 万円を超えるもの (国際物流拠点産業集積地域における課 税免除) 第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域 の区域内において、沖振法第41条第5項の 規定による国際物流拠点産業集積計画の 提出の日(以下この条において「提出日」 という。)から<u>平成31年3月31日</u>までの間 に、<u>次に掲げるいずれかの設備</u>を新設し、 又は増設した<u>者</u>について、当該設備(倉庫 業の用に供するものを除く。)である家屋 <u>及び償却資産並びに当該家屋の</u>敷地であ る土地(提出日以後において取得したも のに限り、かつ、土地については、その 取得の日の翌日から起算して1年以内に 当該土地を敷地とする当該家屋の建設の 着手があった場合における当該土地に限 る。)に対して課する固定資産税は、新た に課されることとなった年度以後5年度 分について、課税を免除する。 	(国際物流拠点産業集積地域における課税免除) 第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から合和3年3月31日までの間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第3号若しくは第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地
 第3号又は同法第45条第1項の表の第3 号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの (2) 機械及び装置で、これらの取得価額 	
第3号又は同法第45条第1項の表の第3 号の規定の適用を受ける設備であっ て、取得価額の合計額が1,000万円を超 えるもの	に限る。)に対して課する固定資産税 新たに課されることとなった年度以

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課 税に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
 (経過措置)
- 2 平成31年3月31日以前に、改正前の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関す る条例第3条から第6条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備して いた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制 定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市歌選定委員会を廃止し、及び那覇市水産業振興整備対策協議会の名称を変更するため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改 正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	

- 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。) 及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後 部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該 改正部分に係るけい線を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表	(第2条関係)	
1222		

附属機関の属	附属機関の名称	担任する事務
する執行機関		
市長	那覇市政功労者表彰審査委員会	[略]
	那覇市歌選定委員会	市歌の歌詞の選定に関すること。
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
	[略]	
	那覇市水産業振興整備対策協議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属	附属機関の名称	担任する事務
する執行機関		
市長	那覇市政功労者表彰審査委員会	[略]
那覇市特別職報酬等審議会		[略]
	[略]	
	那覇市水産業振興協議会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例制定について

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条 例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げ並びに適正な受益者負担の観点から、本市 が収集する一般廃棄物に係る指定ごみ袋及び適正処理困難物の処理手数料につ いて改定を行うため、この案を提出する。 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の 一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
	下「改正部分」という。)に対応する改正後 部分」という。)がある場合には、当該改正

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第28条関係)

	区 2	分		手数料	
市が収集する	5 燃やすごみ		市の指定するごみ	袋10枚	
一般廃棄物の				入り1組につき	
処理				大	300円
				中(取っ手付き)	<u>220円</u>
				中	200円
					[略]
	燃やさないごみ			市の指定するごみ	袋10枚
				入り1組につき	
				大	300円
				中	200円
					[略]
	[略]				
	適正処理困難物	スプリング入り	マットレス	1個につき 2	,400円
		スプリング入り	2人掛け以上	1脚につき 1	,800円
		ソファー	1人掛け	1脚につき 1	,200円
[略]		-		•	

[改正後 別記]

別表(第28条関係)

	区分	手数料	
市が収集する	燃やすごみ	市の指定するごみ	袋10枚
一般廃棄物の		入り1組につき	
処理		大	330円
		中(取っ手付き)	240円
		中	220円

					[略]
燃や	燃やさないごみ		市の指定するごみ袋10枚		
				入り1組につき	
				-	大 <u>330円</u>
				F	₱ 220円
					[略]
[略]	.]				
通正	E処理困難物	スプリング入り、	マットレス	1個につき	2,600円
		スプリング入り	2人掛け以上	1脚につき	1,940円
		ソファー	1人掛け	1脚につき	1,270円
[略]					

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げに関連する手数料について見直しを行い、 併せて「工業標準化法」の一部改正に伴う字句の整理を行うため、この案を提 出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]		
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]		
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]		
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後			
の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正			

部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

- 1~10 [略]
- 11 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この項において「法」という。)及び狂犬病 予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下この項において「政令」という。)に基づく事 務

1)]					
号	事務	手数料の名称	手数料の額		
(1)~	$(1) \sim (3)$ [略]				
(4)	法第6条第1項又は第18条第1	[略]	1頭につき4,000円に返還		
	項の規定に基づく抑留中の		までの日数に <u>330円</u> を乗じ		
	犬の飼養管理及び返還		て得た額を加算した額		
$(5) \sim$	$(5) \sim (6)$ [略]				

12~18 [略]

19 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」 という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第35条第3項において準用	[略]	1頭につき4,000円に返還
	する同条第1項の規定に基づ		までの日数に <u>330円</u> を乗じ
	き引き取った犬若しくは猫		て得た額を加算した額
	又は法第36条第2項の規定に		

より収容した犬、猫等の飼

管理及び返還

20~25 [略]

26 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規	[略]	1頭につき4,000円に返還
	定に基づき捕獲した犬の飼		までの日数に <u>330円</u> を乗じ
	養管理及び返還		て得た額を加算した額

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1~10 [略]

11 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	~(3) [略]		
(4)	法第6条第1項又は第18条第1	[略]	1頭につき4,000円に返還
	項の規定に基づく抑留中の		までの日数に <u>350円</u> を乗じ
	犬の飼養管理及び返還		て得た額を加算した額
(5)	~(6) [略]		

- 12~18 [略]
- 19 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第35条第3項において準用	[略]	1頭につき4,000円に返還
	する同条第1項の規定に基づ		までの日数に <u>350円</u> を乗じ
	き引き取った犬若しくは猫		て得た額を加算した額
	又は法第36条第2項の規定に		
	より収容した犬、猫等の飼養		
	管理及び返還		

20~25 [略]

26 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規	[略]	1頭につき4,000円に返還
	定に基づき捕獲した犬の飼		までの日数に <u>350円</u> を乗じ
	養管理及び返還		て得た額を加算した額

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1~2 [略]

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

[表 略]

備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適 合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合(同条第7項の適合判定通知 書又はその写しを提出する場合を除く。)にあっては、当該建築物の次の各号に掲げる 構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの 建築物であっても構造上別棟となる場合にあっては、構造上別棟となる部分ごとの床 面積の合計により算定した額の和)に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を加算するものとす る。

 $(1) \sim (7)$ [略]

4~7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

- 1~2 [略]
- 3 「略]
 - [表 略]
 - 備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適 合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合(同条第7項の適合判定通知 書又はその写しを提出する場合を除く。)にあっては、当該建築物の次の各号に掲げる 構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの 建築物であっても構造上別棟となる場合にあっては、構造上別棟となる部分ごとの床 面積の合計により算定した額の和)に100分の110を乗じて得た額を加算するものとす る。
 - $(1) \sim (7)$ [略]
- 4~7 [略]

[改正前 別記]

別表第5(第2条関係)

その他のもの

<u> </u>			
号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	行政不服審査法第38条の第1	[略]	用紙(A3判(日本工業規格A列3番を
	項(同法第9条第3項の規定に		いう。以下同じ。)以下の大きさに
	より読み替えて適用する場合		限る。)1面につき、次に掲げる区
	及び他の法律において準用す		分に応じ、当該区分に定める額
	る場合を含む。)の提出書類等		ア 白黒 10円
	の写し等又は同法第81条第3		イ カラー(A3判未満の場合)
	項において準用する同法第78		50円
	条第1項の主張書面若しくは		ウ カラー(A3判の場合) 80円
	資料の写し等の交付		
(2)	 [略]	•	

[改正後 別記] 別表第5(第2条関係)

その他のもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	行政不服審査法第38条の第1	[略]	用紙(A3判(日本産業規格A列3番を
	項(同法第9条第3項の規定に		いう。以下同じ。)以下の大きさに
	より読み替えて適用する場合		限る。)1面につき、次に掲げる区
	及び他の法律において準用す		分に応じ、当該区分に定める額
	る場合を含む。)の提出書類等		ア 白黒 10円
	の写し等又は同法第81条第3		イ カラー(A3判未満の場合)
	項において準用する同法第78		50円
	条第1項の主張書面若しくは		ウ カラー(A3判の場合) 80円
	資料の写し等の交付		
(2)	[略]	1	

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法 律施行令」の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに関し所要の規定を整備 し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。 那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年那覇市条例第2号)の一部を次のよう に改正する。

改正前	改正後
 (目的) 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に 関する法律(昭和48年法律第82号。以下 「法」という。)及び<u>同法施行令</u>(昭和48 年政令第374号。以下「令」という。)の 	 (目的) 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に 関する法律(昭和48年法律第82号。以下 「法」という。)及び<u>災害弔慰金の支給等</u> に関する法律施行令(昭和48年政令第374
規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害 等により死亡した市民の遺族に対する災 害弔慰金の支給、自然災害等により精神 又は身体に著しい障害を受けた市民に対 する災害障害見舞金の支給及び自然災害	号。以下「令」という。)の規定に基づき、 暴風、豪雨等の自然災害等により死亡し た市民の遺族に対する災害弔慰金の支 給、自然災害等により精神又は身体に著 しい障害を受けた市民に対する災害障害
等により被害を受けた世帯の世帯主に対 する災害援護資金の貸付けを行い、もっ て市民の福祉及び生活の安定に資するこ とを目的とする。	見舞金の支給及び自然災害等により被害 を受けた世帯の世帯主に対する災害援護 資金の貸付けを行い、もって市民の福祉 及び生活の安定に資することを目的とす る。
	(保証人及び利率)
 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無 利子とし、据置期間経過後は、その利率 を延滞の場合を除き年3パーセントとす 	<u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けよう</u> <u>とする者は、保証人を立てることができ</u> <u>る。</u>
<u>3.</u>	2 災害援護資金は、保証人を立てる場合 は、無利子とし、保証人を立てない場合 は、据置期間中は無利子とし、据置期間 経過後は、延滞の場合を除き、その利率 を年1パーセントとする。
(償還等)	3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付 けを受けた者と連帯して債務を負担する ものとし、その保証債務は、令第9条の違 約金を包含するものとする。 (償還等)
(頃速寺) 第15条 災害援護資金 <u>は、年賦償還</u> とする。	 (頂速寺) 第15条 災害援護資金<u>の償還は、年賦償還、</u> 半年賦償還又は月賦償還の方法によるも <u>の</u>とする。
2 償還方法は、元利均等償還の方法とす	2 償還方法は、元利均等償還の方法とす

る。ただし、 <u>貸付金</u> の貸付けを受けた者	る。ただし、 <u>災害援護資金</u> の貸付けを受
は、いつでも繰上償還をすることができ	けた者は、いつでも繰上償還をすること
る。 る。	ができる。
3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及	3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金
び償還金の支払猶予については、法第13	の支払猶予については、法第13条第1項及
条第1項及び令第8条から <u>第12条</u> までの規	び令第8条から <u>第11条</u> までの規定による
定によるものとする。	ものとする。

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定 は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護 資金の貸付けについて適用する。 那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例制定について

那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する 法律」に基づき、駐車需要を生じさせる施設を新築又は増築等をする際に、 自転車等駐車場の設置を義務付ける条例を新規に制定するため、この案を提 出する。 那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進 に関する法律(昭和55年法律第87号。第3条において「法」という。)第5条第4項 の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等 駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号の原動機付 自転車及び同項第11号の2の自転車をいう。
 - (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための 施設をいう。
 - (3) 対象用途 別表(ア)項に掲げる用途をいう。
 - (4) 施設面積 対象用途に供する部分の床面積の合計をいう。

(指定区域)

第3条 法第5条第4項の条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、都市計画 法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域とする。

(施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

- 第4条 指定区域内において、対象用途に供する施設(次条第1項の混合用途施設を除 く。)で、別表(イ)項に掲げる規模に該当するものを新築しようとする者は、同 表(ウ)項により算定した台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げ る。)以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は 当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内であ る場所に設置しなければならない。
- 2 前項の施設(共同住宅を除く。)の施設面積が5,000平方メートルを超える場合に おける同項の規定の適用については、同項中「同表(ウ)項により算定した台数」 とあるのは、「当該施設面積が5,000平方メートルまでの部分について同表(ウ)項 により算定した台数に、当該施設面積が5,000平方メートルを超える部分につい

て同表(ウ)項により算定した台数に2分の1を乗じて得た台数を加えた台数」とする。

(混合用途施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

- 第5条 指定区域内において、混合用途施設(2以上の対象用途に供する施設をいう。) で、対象用途に供する部分が別表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当するもの を新築しようとする者は、当該該当する対象用途ごとに同表(ウ)項により算定し た台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)を合計した台数以 上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設 の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に 設置しなければならない。
- 2 前項の混合用途施設において、対象用途(共同住宅の用途を除く。)ごとにそれぞれ別表(イ)項に掲げる規模に該当する部分について、当該該当する対象用途の施設面積の合計が5,000平方メートルを超える場合における同項の規定の適用については、同項中「同表(ウ)項により算定した台数」とあるのは、「同表(ウ)項により算定した台数(共同住宅以外の対象用途については、その施設面積の合計が5,000平方メートルまでの部分又は5,000平方メートルを超える部分それぞれについて、当該施設面積の合計に対する当該対象用途ごとの施設面積が占める割合で当該対象用途の施設が存するものとみなして、当該これらの部分及び対象用途ごとに前条第2項に規定する算定方法の例により算定した台数とする。)」とする。(施設の増築の場合の自転車等駐車場の設置)
- 第6条 指定区域内において、対象用途に供する施設で、増築前に別表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当しているものについて増築をし、又は増築後に同表(イ) 項に掲げる規模のいずれかに該当することとなるものの増築をしようとする者 は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有 する自転車等駐車場を、当該増築後の施設若しくは当該増築後の施設の敷地内又 は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内で ある場所に追加して設置しなければならない。
 - (1) 増築後の施設を新築したものとみなして前2条の規定を適用した場合にお いて設置しなければならない自転車等駐車場の台数
 - (2) 増築前の施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩

行する距離がおおむね50メートル以内である場所に現に設置されている自転 車等駐車場の台数

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合の自転車等駐車場の設置)

第7条 施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合は、当該敷地の過半が指定区域内 に属するときに、当該施設の全部について前3条の規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

- 第8条 前4条の規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の 安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。
- 2 前項の自転車等駐車場の構造及び設備に係る技術的基準は、規則で定める。 (届出)
- 第9条 第4条から第7条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、 あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なけれ ばならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。
 - (1) 氏名又は住所(法人については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 施設の用途及び施設面積
 - (3) 自転車等駐車場の位置及び規模
 - (4) 自転車等駐車場の構造及び設備
 - (5) その他市長が必要と認める事項

(適用除外)

- 第10条 次に掲げる者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。
 - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物で、対象用途に供する施設を新築し、又は増築しようとする者
 - (2) 自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設として市長の承認を受けた者
 - (3) この条例の施行後新たに指定区域に指定された区域内において、指定区域 となった日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事の着手(新築に あっては床掘りをいい、増築にあっては床掘り又は足場の組立てをいう。以下 同じ。)をした者

(自転車等駐車場の管理)

第11条 第4条から第7条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は

管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

- 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設若しくは自転車等駐 車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は市長が指 定する職員又はその委任した者に施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検 査をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の 請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し てはならない。

(措置命令)

- 第13条 市長は、第4条から第8条まで又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

- 第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金 に処する。
- 2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規 定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
- 3 第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者 を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年1月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに新築又は増築の工事の 着手がされた施設については、この条例の規定は、適用しない。

別表(第4条、第5条、第6条関係)

(\mathcal{T})	百貨店、スーパー	銀行又は郵便	ぱちんこ屋	専修学校等	共同住宅
	マーケットその	局			
	他の小売店舗				
(イ)	施設面積が 500	施設面積が	施設面積が	施設面積が	住戸の戸
	平方メートルを	500 平方メー	200 平方メー	500 平方メー	数が 19 戸
	超えるもの	トルを超える	トルを超える	トルを超える	を超える
		もの	もの	もの	もの
(ウ)	施設面積 120 平	施設面積 150	施設面積90平	施設面積20平	住戸20戸
	方メートルごと	平方メートル	方メートルご	方メートルご	ごとに 1
	に1台	ごとに1台	とに1台	とに1台	台

備考

- 1 「小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1 項の小売業を行う店舗をいう。
- 2 「銀行」とは、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第2項の銀行業を行うものをいう。
- 3 「郵便局」とは、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項の 業務を行うものをいう。
- 4 「ぱちんこ屋」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭 和23年法律第122号)第4条第4項の営業を行うものをいう。
- 5 「専修学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の専修学校 又は同法第134条第1項の各種学校、学習塾又は予備校その他これらに類する ものとして市長が定めるものをいう。

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を 改正する条例制定について

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する 条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

建築物に附置する駐車施設について、自動車駐車施設に係る駐車台数の基 準を見直し、及び自動二輪車駐車施設に係る基準を新たに設けること等所要 の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。 那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和60年那覇市条例第1号)の 一部を次のように改正する。

改正前	改正後
 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義<u>は当該</u>各号に定めるところによる。 (1)~(8) [略] (建築物の新築の場合の<u>駐車施設</u>の附置) 	 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義<u>は、当該</u>各号に定めるところによる。 (1)~(8) [略] (9) 自動車 道路交通法(昭和35年法律 第105号)第2条第1項第9号の自動車の うち自動二輪車以外のものをいう。 (10) 自動二輪車 道路交通法第3条の 大型自動二輪車及び普通自動二輪車の うち、側車付きのもの以外のものをい う。 (11) 自転車等 道路交通法第2条第1項 第10号の原動機付自転車及び同項第11 号の2の自転車をいう。 (建築物の新築の場合の自動車駐車施設
第4条 <u>商業地域内、近隣商業地域内又は周</u> 辺地区内において、 <u>別表第1(ア)項の用途</u> に供する建築物で(イ)項の規模のものを 新築しようとする者は、(ウ)項に掲げる 式により算出して得た規模(延べ面積が 6,000平方メートルに満たない場合にお いては、これに(エ)項に掲げる式により 算出して得た数値を乗じて得た数値とす る。)以上の規模を有する <u>駐車施設</u> を当該 建築物又は当該建築物の敷地内に附置し なければならない。ただし、商業地域内 又は近隣商業地域内において、非特定用 途に供する建築物で、 <u>学校(学校教育法</u> (昭和22年法律第26号)第1条に規定する <u>学校をいう。)</u> その他規則に定めるものに ついては、この限りでない。	の附置) 第4条 <u>別表第1(ア)項に掲げる地域又は地</u> 区内において、(イ)項に掲げる面積が (ウ)項に掲げる面積を超える建築物を新 築しようとする者は、(エ)項に掲げる用 途に供する部分の床面積をそれぞれ(オ) 項に掲げる面積で除して得た数値を合計 した数値(小数点以下の端数があるとき は、これを切り上げる。)の台数以上の規 模を有する自動車駐車施設(駐車施設の うち自動車の駐車のためのものをいう。 以下同じ。)を当該建築物又は当該建築物 の敷地内に附置しなければならない。た だし、商業地域内又は近隣商業地域内に おいて、非特定用途に供する建築物で、 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条 <u>の学校</u> その他規則に定めるものについて は、この限りでない。

2 商業地域内又は近隣商業地域内におい て特定部分及び非特定部分を有する建築 物は、その全部を特定用途に供する建築 物とみなし、前項の規定を適用する。こ の場合においては、特定部分の延べ面積 と非特定部分の延べ面積に2分の1を乗じ て得た面積との合計を当該建築物の延べ 面積とする。	2 前項の規定に該当する建築物の別表第1 (カ)項に規定する延べ面積が6,000平方 メートルに満たない場合における前項の 規定の適用については、前項中「合計し た数値」とあるのは、「合計した数値に (カ)項に掲げる式により算出して得た数 値を乗じて得た数値」とする。
	<u>(建築物の新築の場合の自動二輪車駐車</u> 施設の附置)
	<u>施設の所置/</u> 第4条の2 別表第2(ア)項に掲げる地域又
	は地区内において、特定部分の床面積が
	(イ)項に掲げる面積を超える建築物を新
	築しようとする者は、(ウ)項に掲げる用
	途に供する部分の床面積をそれぞれ(エ)
	項に掲げる面積で除して得た数値を合計
	した数値(小数点以下の端数があるとき)
	は、これを切り上げる。)の台数以上の規 模を有する自動二輪車駐車施設(駐車施
	設のうち自動二輪車の駐車のためのもの
	<u>をいう。以下同じ。)を当該建築物又は当</u>
	該建築物の敷地内に附置しなければなら
	tav.
	2 前項の規定に該当する建築物の別表第2
	(オ)項に規定する延べ面積が6,000平方
	メートルに満たない場合における前項の
	<u>規定の適用については、前項中「合計し</u> た数値」とあるのは、「合計した数値に
	(オ)項に掲げる式により算出して得た数
	値を乗じて得た数値」とする。
(大規模な事務所建築物に対する基準緩	(大規模な事務所建築物に対する基準緩
和)	和)
<u>第4条の2</u> <u>前条</u> の規定にかかわらず、事務	<u>第4条の3</u> <u>前2条</u> の規定にかかわらず、事務
所の用途に供する部分の延べ面積が1万	所の用途に供する部分の床面積が1万平
平方メートルを超える建築物にあって	方メートルを超える建築物 <u>については</u> 、 米茲東致正の田冷に供する如八の広西積
<u>は</u> 、当該事務所の用途に供する部分の <u>延</u> べ面積のうち、1万平方メートルを超え5	当該事務所の用途に供する部分の <u>床面積</u> のうち、1万平方メートルを超え5万平方
<u> 不面積</u> のすら、「カギガメートルを超え」 万平方メートルまでの部分の延べ面積に	メートルまでの部分の床面積に0.7を、5
0.7を、5万平方メートルを超え10万平方	万平方メートルを超え10万平方メートル
メートルまでの部分の <u>延べ面積</u> に0.6を、	までの部分の <u>床面積</u> に0.6を、10万平方メ

10万平方メートルを超える部分の <u>延べ面</u> <u>積</u> に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合 計に、1万平方メートルを加えた面積を当 該事務所の用途に供する部分の <u>延べ面積</u> とみなして、 <u>同条</u> の規定を適用する。 (建築物の増築の場合の <u>駐車施設</u> の附置)	れぞれ乗じて得たものの合計に、1万平方 メートルを加えた面積を当該事務所の用
第4条の3 商業地域内、近隣商業地域内又	<u>第4条の4</u> <u>別表第1(ア)項に掲げる地域又</u>
は周辺地区内において、別表第1(ア)項の	は地区内において、増築前の(イ)項に掲
用途に供する建築物で(イ)項の規模とな	げる面積が(ウ)項に掲げる面積を超えて
<u>る増築をし、又は(イ)項の規模のものに</u>	いる建築物について増築をし、又は増築
<u>ついて増築しようとする者は、当該増築</u>	後の(イ)項に掲げる面積が(ウ)項に掲げ
後の建築物を新築した場合において前2	る面積を超えることとなる建築物の増築
<u>条の規定により附置しなければならない</u>	
駐車施設の規模から、当該増築前の建築	
物を新築した場合において前2条の規定	
により附置しなければならない駐車施設	
の規模又は当該増築前の建築物に現に附	
<u>置されている駐車施設の規模のいずれか</u> 大きい方を減じて得た規模以上の駐車施	
<u> </u>	
後の建築物の敷地内に附置しなければな	
らない。	ない自動車駐車施設の台数
	(2) 増築前の建築物に現に附置されて
	いる自動車駐車施設の台数
2 第4条第1項ただし書 <u>及び第2項</u> の規定	2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の場
は、前項の場合について準用する。	合について準用する。
	(建築物の増築の場合の自動二輪車駐車
	施設の附置)
	第4条の5 別表第2(ア)項に掲げる地域又
	は地区内において、増築前の特定部分の
	床面積が(イ)項に掲げる面積を超えてい
	る建築物について増築をし、又は増築後
	の特定部分の床面積が(イ)項に掲げる面
	積を超えることとなる建築物の増築をし
	ようとする者は、第1号に掲げる台数から
	第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の担境を方式を自動車駐車施設を一当
	<u>上の規模を有する自動車駐車施設を、当</u> 該増築後の建築物又は当該増築後の建築
	物の敷地内に追加して附置しなければな

<u>らない。</u> (1) 増築後の建築物を新築したものと

	みなして第4条の2及び第4条の3の規定
	を適用した場合において附置しなけれ
	ばならない自動二輪車駐車施設の台数
	(2) 増築前の建築物に現に附置されて
	いる自動二輪車駐車施設の台数
(建築物の用途変更の場合の駐車施設の	(建築物の用途変更の場合の駐車施設の
附置)	附置)
第5条 商業地域内、近隣商業地域内又は周	第5条 商業地域内、近隣商業地域内又は周
辺地区内において、建築物の部分の用途	辺地区内において、建築物の部分の用途
の変更(以下「用途変更」という。)で、	の変更(以下「用途変更」という。)で、
当該用途変更により特定部分の延べ面積	当該用途変更により特定部分の床面積が
が1,000平方メートル(周辺地区にあって	1,000平方メートル(周辺地区について
は、2,000平方メートル。以下この条にお	は、2,000平方メートル。以下この条にお
 いて同じ。)を超えることとなるもののた	 いて同じ。)を超えることとなるもののた
めに大規模の修繕 <u>又は</u> 大規模の模様替	めに大規模の修繕若しくは大規模の模様
(建築基準法第2条第14号又は第15号に規	替(建築基準法第2条第14号又は第15号に
定するものをいう。以下「大規模修繕等」	規定するものをいう。以下「大規模修繕
という。)をしようとする者又は特定部分	等」という。)をしようとする者又は特定
の <u>延べ面積</u> が1,000平方メートルを超え	部分の <u>床面積</u> が1,000平方メートルを超
ている建築物の用途変更で、当該用途変	えている建築物の用途変更で、当該用途
更により特定部分の <u>延べ面積</u> が増加する	変更により特定部分の <u>床面積</u> が増加する
こととなるもののために大規模修繕等を	こととなるもののために大規模修繕等を
しようとする者は、 <u>当該用途変更後の建</u>	しようとする者は、 <u>第1号に掲げる台数か</u>
築物を新築した場合において第4条及び	ら第2号に掲げる台数を減じて得た台数
<u>第4条の2の規定により附置しなければな</u>	<u>以上の規模を有する</u> 駐車施設を、当該用
<u>らない駐車施設の規模から、当該用途変</u>	途変更後の建築物又は当該用途変更後の
更前の建築物を新築した場合において第	建築物の敷地内に <u>追加して</u> 附置しなけれ
4条及び第4条の2の規定により附置しな	ばならない。
ければならない駐車施設の規模又は当該	<u>(1)</u> 用途変更後の建築物を新築したも
用途変更前の建築物に現に附置されてい	のとみなして第4条から第4条の3まで
る駐車施設の規模のいずれか大きい方を	の規定を適用した場合において附置し
<u>減じて得た規模以上の</u> 駐車施設を、当該	なければならない駐車施設の台数
用途変更後の建築物又は当該用途変更後	(2) 用途変更前の建築物に現に附置さ
の建築物の敷地内に附置しなければなら	<u>れている駐車施設の台数</u>
ない。	
2 第4条第2項の規定は、前項の場合につい	
て準用する。	

(自動二輪車駐車施設等を附置する場合 の自動車駐車施設の駐車台数に係る緩

1	1
	<u>和)</u>
	第5条の2 第4条、第4条の3、第4条の4及び
	前条の規定により附置する自動車駐車施
	設に係る建築物又は当該建築物の敷地内
	に、あらかじめ市長の承認を得て次の各
	号に掲げる施設を附置する場合は、それ
	の端数があるときは、これを切り捨てた
	数値)の2倍に相当する台数を当該自動車
	駐車施設の台数に算入するものとする。
	の施設(第4条の2、第4条の3、第4条の5
	及び前条の規定により附置する自動二
	輪車駐車施設を含む。) 当該施設の駐
	車台数を5で除して得た数値
	(2) 6台以上の自転車等の駐車のための
	施設(那覇市自転車等駐車場の設置等
	に関する条例(令和元年那覇市条例第
	号)の規定により設置する自転車等
	駐車場を含む。) 当該施設の駐車台数
	を6で除して得た数値
	2 あらかじめ市長の承認を得て前項各号
	に掲げる施設を同項の自動車駐車施設に
	係る建築物の敷地外に設置する場合につ
	いても、同項と同様とする。
(駐車マス及び車路)	(駐車の用に供する部分の規模等)
 第7条 第4条から第5条までの規定により	第7条 第4条から第5条までの規定により
附置する駐車施設の駐車マス及び車路	附置する駐車施設(次条第1項の規定によ
は、別表第2に定めるとおりとする。	り設置する駐車施設を含む。)の駐車の用
	に供する部分及び車路に係る基準は、別
	表第3に定めるとおりとする。
2 「略]	2 「略]
(駐車施設の附置の特例)	(駐車施設の附置の特例)
第8条 第4条から第5条までの規定により	第8条 第4条から第5条までの規定により
駐車施設を <u>附置すべき者が</u> 、当該建築物	駐車施設を <u>附置すべき者は</u> 、当該建築物
の構造又は当該敷地の状態により市長が	の構造又は当該敷地の状態により市長が
やむえないと認める場合は、当該建築物の敷地からななたわりのようしたりはの	やむを得ないと認める場合においては、
の敷地からおおむね200メートル以内の	当該建築物の敷地からおおむね200メー
場所に駐車施設を設置することができ	トル以内の場所に駐車施設を設置するこ
る。	とができる。

2 [略]	2 [略]
(適用除外)	(適用除外)
 第10条 建築物の新築、増築又は用途変更 をしようとする場合で、当該建築物の敷 地に接する<u>すべて</u>の道路が歩行者用道路 (道路交通法(昭和35年法律第105号)第9 条に規定する歩行者用道路をいう。)であ るときは、第4条から第5条までの規定は 適用しない。 	第10条 建築物の新築、増築又は用途変更 をしようとする場合で、当該建築物の敷 地に接する <u>全て</u> の道路が <u>道路交通法第9</u> <u>条の歩行者用道路</u> であるときは、第4条か ら第5条までの規定は、適用しない。
2 [略]	2 [略]
(措置命令)	(措置命令)
第13条 市長は、第4条から第5条まで <u>第7</u> <u>条</u> 又は第11条の規定に違反した者に対し て、相当の期限を定めて、駐車施設の附 置、原状回復その他当該違反を是正する ために必要な措置を命ずることができ る。	第13条 市長は、第4条から第5条まで <u>、第7</u> <u>条</u> 又は第11条の規定に違反した者に対し て、相当の期限を定めて、駐車施設の附 置、原状回復その他当該違反を是正する ために必要な措置を命ずることができ る。
2 [略]	2 [略]
第15条 法人の代表者又は法人若しくは人 の代理人、使用人その他の従業者が、そ の法人又は人の業務又は財産に関し、前 条の違反行為をしたときは、その行為者 を罰するほか、その法人又は人に対して も <u>前条</u> の刑を科する。	第15条 法人の代表者又は法人若しくは人 の代理人、使用人その他の従業者が、そ の法人又は人の業務又は財産に関し、前 条の違反行為をしたときは、その行為者 を罰するほか、その法人又は人に対して も <u>同条</u> の刑を科する。
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
	[別表第2 別記]
[別表第2 別記]	[別表第3 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 5 改正後表の表示に対応する改正表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 6 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 施行日前に那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第9条の規定による 届出がなされ、かつ、施行日から起算して6月を経過する日までに建築物の新築、増築又 は用途変更の工事が着手された当該新築、増築又は用途変更については、なお従前の例 による。

[改正前 別記]

別表第1

		商業地域又は近隣	衛業地域の場合	周辺地区の場合
(\mathcal{T})	建築物の	建築物の全部を特定	建築物の全部を非特	建築物の全部又は一部を
	用途	用途に供するもの	定用途に供するもの	特定用途に供するもの
(イ)	建築物の	延べ面積>1,000平方	延べ面積>2,000平	延べ面積>2,000平方メ
	規模	メートル	方メートル	ートル
(ウ)	駐車施設	延べ面積/150平方メ	延べ面積/300平方	延べ面積/150平方メー
	の規模	ートル(台)	メートル(台)	トル(台)
(エ)	建築物の	1-(1,000平方メート	ル×(6,000平方メー	1-(6,000平方メートル
	延べ面積	トルー建築物の延べ面	ī積))/(6,000平方メ	-建築物の延べ面積)/
	が6,000	ートル×(A) $-1,000$ 平	「方メートル×建築物	(建築物の延べ面積×2)
	平方メー	の延べ面積)		
	トルに満	(A)=特定部分の延べ		
	たないと	延べ面積×1/2		
	きの緩和			

注1 延べ面積は、特定用途にあっては屋外観覧席を含み駐車施設の用途に供する部分の 床面積の合計を除くものとし、非特定用途にあっては駐車施設の用途に供する部分の 床面積の合計を除くものとする。

注2 小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

[改正後 別記]

別表第1(第4条、第4条の4関係)

(\mathcal{T})	商業地域又は近隣商業地域			周辺地区	
(イ)	特定用途に供する	部分の床面積と、非特	定用途に供する部	特定用途に供する部	
	分の床面積に1/2	を乗じて得たものとの	の合計の面積	分の床面積	
(ウ)	1,000平方メートル			2,000平方メートル	
(エ)	百貨店その他の	特定用途(百貨店そ	非特定用途	特定用途	
	店舗の用途	の他の店舗を除く。)			
(才)	150平方メートル	200平方メートル	450平方メートル	200平方メートル	
(カ)	1-(1,000平方メートル×(6,000平方メートル-延べ面 1-(6,000平方メート				
	積))/(6,000平方メートル×(イ)項に掲げる面積-1,000 ルー延べ面積)/(2×				
	平方メートル×延べ面積)			延べ面積)	
備去	(イ) 頂に 相定する	ま面積 (ア) 頂に 現け	る田冷に仕する部	分の床面積の合計及び	

備考 (イ)項に規定する床面積、(エ)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計及び

(カ)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、観覧場である場合には、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。

[改正後 別記]

別表第2(第4条の2、第4条の5関係)

(\mathcal{T})	商業地域又は近隣商業地域		周辺地区
(イ)	1,000平方メートル		2,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店	特定用途
		舗を除く。)	
(エ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル	2,000平方メートル
(才)	1-(1,000平方メートル×(6	1-(6,000平方メート	
	積))/(5,000平方メートル×延べ面積)		ル-延べ面積)/(2×
			延べ面積)

備考 (イ)項に掲げる面積、(ウ)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計及び(オ) 項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものと し、観覧場である場合には、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。

[改正前 別記]

別表第2

駐車	種類	1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する <u>割合</u>		
マス	①小型乗用車用	[略]	<u>70%</u> 以下		
	②普通乗用車用		<u>30%</u> 以上		
	③身体障害者の乗用車		[略]		
	用(特定用途のみ)				
車路	路幅5.5メートル(一方通行のものにあっては3.5メートル)以上とする。				

[改正後 別記]

別表第3(第7条関係)

駐車		種類	1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する <u>割合等</u>		
の用	自動車	①小型乗用車用	[略]	<u>70パーセント</u> 以下		
に供		②普通乗用車用		<u>30パーセント</u> 以上		
する		③身体障害者の		[略]		
部分		乗用車用(特				
		定用途のみ)				
	自動二輪車 幅1.0メートル以上、		幅1.0メートル以上、			
			奥行2.3メートル以上			
車路幅5.5メートル(一方通行のものについては、3.5メートル)以上とする。ただし、						
	専ら自動二輪車の通行の用に供するものである場合は、幅3.0メートル(一方通行					
	のものについては、2.25メートル)以上とする。					
備考 駐車施設は、駐車の用に供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車の						
用に供する部分を1台ごとに区分しなければならない。						

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市樋川市営住宅を設置するため、この案を提出する。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後
別表第1(第3条関係)		別	表第1(第3条队	揭係)
公営住宅			公営住宅	
名称 位置			名称	位置
[略]			[略]	
那覇市繁多 [略]			那覇市繁多	[略]
川市営住宅			川市営住宅	
	_		那覇市樋川	那覇市樋川2丁目10番1
			市営住宅	<u>号</u>
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」と				
いう。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以				
下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分				
及び当該改正後部分に係るけい線を加える。				

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 那覇市樋川市営住宅の入居、家賃等の決定その他この条例の施行に必要な準備行為は、 この条例の施行前においても行うことができる。 那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げを踏まえた「地方公共団体の手数料の標準に 関する政令」の一部改正に伴い、危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料の改定を 行うため、この案を提出する。

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]		
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正行の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正			
部分を当該改正後部分に改める。			

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料 について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付 すべき者 区分 手数料 の額 (1) [略] [の額 (2) 消防法第 項前段の 規定によ る設置の 許可を受 けようと [[「 第該人業 1 (2) 消防法第 [[[「 (2) 消防法第 現定によ る設置の 許可を受 しようと [[「 (3) 位の ([[「 (4) 位の ((((((5) 行 (
(1) [略] (2) 消防法第 [略] 11 条 第 1 貯蔵所 [略] 項前段の 規定によ 浮き屋根を有する特定屋 [略] 規定によ 外貯蔵タンクのうち危険 危険物の貯蔵最大数量が1 158万円 あ設置の かの規制に関する規則第 万キロリットル以上5万キ ロリットル未満のもの
(2) 消防法第 [略] 11 条 第 1 貯蔵所 [略] 項前段の 浮き屋根を有する特定屋 [略] 規定によ 外貯蔵タンクのうち危険 危険物の貯蔵最大数量が1 158万円 る設置の 物の規制に関する規則第 万キロリットル以上5万キ ロリットル未満のもの はたさり シェばばしたなりまた。 158万円
11条第1 貯蔵所 [略] 項前段の 浮き屋根を有する特定屋 [略] 規定によ 外貯蔵タンクのうち危険 る設置の 物の規制に関する規則第 方キロリットル以上5万キ 20条の4第2項第3号に定
項前段の 規定によ る設置の 許可を受 はたらり 項前段の 規定によ る設置の 許可を受 はたらり
規定によ る設置の 許可を受ハビ運催ビーブのNUC室 の 外貯蔵タンクのうち危険 物の規制に関する規則第 20条の4第2項第3号に定 ロリットル未満のもの158万円 158万円
る設置の 許可を受 はたきり おいればりでリッシリの他に「地域のの外蔵取入鉄量が11 <u>100万</u> あの規制に関する規則第 万キロリットル以上5万キ ロリットル未満のもの
許可を受 20条の4第2項第3号に定 ロリットル未満のもの
けようと みて構造な方しなければ 在院師の哈森見士教見ぶら 104万円
する者 ならないもの及び浮き蓋 万キロリットル以上10万
付きの特定屋外貯蔵タン キロリットル未満のもの
クのうち同規則第22条の危険物の貯蔵最大数量が 226万円
2第1号ハに定める構造を 10万キロリットル以上20
有しなければならないも 万キロリットル未満のも
のに係る特定屋外タンクの
貯蔵所 [略]
[略]
[略]
$(3) \sim (9)$ [略]

[改正後 別記] 別表第1(第4条関係)

手数	料を納付		区分		手数料
すべ	き者				の額
(1)	[略]				
(2)	消防法第	[略]			
	11条第1	貯蔵所	[略]		
	項前段の		浮き屋根を有する特定屋	[略]	
	規定によ		外貯蔵タンクのうち危険	危険物の貯蔵最大数量が1	159万円
	る設置の		物の規制に関する規則第	万キロリットル以上5万キ	
	許可を受		20条の4第2項第3号に定	ロリットル未満のもの	
	けようと		める構造を有しなければ	危険物の貯蔵最大数量が5	195万円
	する者		ならないもの及び浮き蓋	万キロリットル以上10万	
			付きの特定屋外貯蔵タン	キロリットル未満のもの	
			クのうち同規則第22条の	危険物の貯蔵最大数量が	227万円
			2第1号ハに定める構造を	10万キロリットル以上20	
			有しなければならないも	万キロリットル未満のも	
			のに係る特定屋外タンク	Ø	
			貯蔵所	[略]	
			[略]		
		[略]			
(3) ~	~(9) [略]				

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める 省令」の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置が免除される要件が追加 されたこと等による所要の規定の整備を行い、併せて字句の整理を行うため、 この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
改正前 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防 局長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合する ものとしなければならない。 2 [略] (設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次 の各号に掲げるときは、当該各号に定め る設備の有効範囲内の住宅の部分につい て住宅用防災警報器又は住宅用防災報知 設備(以下この章において「住宅用防災警	 改正後 (避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防 局長が指定する<u>日本産業規格(産業標準</u> <u>化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項</u> <u>の日本産業規格をいう。)</u>に適合するもの としなければならない。 2 [略] (設置の免除) 第29条の5 [略]
 設備(以下この草において) 住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーへッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 	(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項 に掲げる住宅の部分にスプリンクラー 設備(標示温度が75度以下で <u>種別が1種</u> の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備え ているものに限る。)を令第12条に定め る技術上の基準に従い、又は当該技術 上の基準の例により設置したとき。
(2)~(5) [略]	 (2)~(5) [略] (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項 に掲げる住宅の部分に特定小規模施設 用自動火災報知設備を特定小規模施設 における必要とされる防火安全性能を 有する消防の用に供する設備等に関す る省令(平成20年総務省令第156号)第3 条第2項及び第3項に定める技術上の基 準に従い、又は当該技術上の基準の例 により設置したとき。
<u>(6)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例制定について

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、水道料金及び加入金の金額を改定し、 並びに免税となっている米国軍施設等に給水する水道料金の算定基準を見直すため、 この案を提出する。

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
第4章 料金、加入金及び手数料	第4章 料金、加入金、手数料等				
(料金)	(料金)				
第23条 料金は、1月につき、次の表により	第23条 [略]				
算定した基本料金と従量料金の合計額と					
する。					
[表 別記]	[表 別記]				
2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメ	2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメ				
リカ合衆国との間の相互協力及び安全保	リカ合衆国との間の相互協力及び安全保				
障条約第6条に基づく施設及び区域並び	障条約第六条に基づく施設及び区域並び				
に日本国における合衆国軍隊の地位に関	に日本国における合衆国軍隊の地位に関				
する協定の実施に伴う所得税法等の臨時 特例に関する法律(昭和27年法律第111	する協定の実施に伴う所得税法等の臨時 特例に関する法律(昭和27年法律第111				
号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国	号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国				
領事館等に給水する水道の料金について	領事館等に給水する水道の料金について				
は、基本料金と従量料金の合計額に108	は、基本料金と従量料金の合計額に110				
<u>分の100</u> を乗じて得た額とする。この場合	<u>分の100</u> を乗じて得た額とする。この場合				
において、その額に1円未満の端数を生じ	において、その額に1円未満の端数を生じ				
たときは、これを切り捨てるものとする。	たときは、これを切り捨てるものとする。				
(加入金)	(加入金)				
第29条 給水装置の新設工事又は改造工事	第29条 [略]				
(増径)の申込みを行う者は、設置するメ					
ーターの口径により、加入金として、次					
の表に定める額をその申込みの際に納付しなければならない。					
[表 別記] 2~3 「略]	[表 別記] 2~3 「略]				
	下「改正部分」という。)に対応する改正後 部分」という。)がある場合には 当該改正				
の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。					

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第23条第1項の規定は、令和元年12月以後の月分として算定する水道料金から

適用し、同年11月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。
 3 改正後の第23条第2項の規定は、令和元年11月以後の月分として算定する水道料金から
 適用し、同年10月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。

4 改正後の第29条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について適用し、施 行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第23条第1項の表]

新25木第150-34 任时			甘木町〇	学具如人(1去土)	ी ग.
種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メ、	- F/V
				につき)	
				使用水量(単位は	料金
				立方メートル)	
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び	620円	5まで	<u>55円</u>
		20ミリメートル		5を超え10まで	<u>103円</u>
				10を超え15まで	144円
				15を超え25まで	173円
				25を超え35まで	215円
		25ミリメートル	1,680円	35を超え50まで	250円
				50を超え100まで	278円
				100を超え300まで	303円
				300を超えるもの	322円
		40ミリメートル	4,160円	50まで	250円
				50を超え100まで	278円
				100を超え300まで	303円
				300を超えるもの	322円
		50ミリメートル	9,870円	100まで	278円
		75ミリメートル	21,630円	100を超え300まで	303円
				300を超えるもの	322円
		100ミリメートル	57,540円	300まで	303円
		150ミリメートル以上	103,600円	300を超えるもの	322円
		[略]			
	公衆浴場用	メーターの口径に対	応する一般	用の基本料金を適	用し、
		従量料金は、1立方メー	ートルにつき	き <u>70円</u> とする。	
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき	2,650円		
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき	322円		
臨時給水栓					
[略]					

[改正後 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メー	トル
				につき)	
				使用水量(単位は 米	爭金

				立方メートル)	
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び	631円	5まで	56円
		20ミリメートル		5を超え10まで	104円
				10を超え15まで	146円
				15を超え25まで	176円
				25を超え35まで	218円
		25ミリメートル	1,711円	35を超え50まで	254円
				50を超え100まで	283円
				100を超え300まで	308円
				300を超えるもの	<u>327円</u>
		40ミリメートル	4,237円	50まで	254円
				50を超え100まで	283円
				100を超え300まで	308円
				300を超えるもの	<u>327円</u>
		50ミリメートル	<u>10,052円</u>	100まで	283円
		75ミリメートル	22,030円	100を超え300まで	308円
				300を超えるもの	<u>327円</u>
		100ミリメートル	<u>58,605円</u>	300まで	308円
		150ミリメートル以上	105,518円	300を超えるもの	327円
		[略]			
	公衆浴場用	メーターの口径に対	応する一般	別の基本料金を適	用し、
		従量料金は、1立方メー	ートルにつき	き <u>71円</u> とする。	
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき	<u>2,699円</u>		
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき	<u>327円</u>		
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき	<u>327円</u>		
[略]					

[改正前 別記]

[第29条第1項の表]

メーター口径	金額
13ミリメートル	22,680円
20ミリメートル	<u>60,480円</u>
25ミリメートル	103,680円
40ミリメートル	<u>353,160円</u>
50ミリメートル	733, 320円
75ミリメートル	<u>1,763,640円</u>
100ミリメートル	<u>4,590,000円</u>
150ミリメートル以上	<u>8,793,360円</u>

[改正後 別記]

[第29条第1項の表]

メーター口径	金額
13ミリメートル	23,100円

20ミリメートル	61,600円
25ミリメートル	<u>105,600円</u>
40ミリメートル	<u>359,700円</u>
50ミリメートル	746,900円
75ミリメートル	<u>1,796,300円</u>
100ミリメートル	<u>4,675,000円</u>
150ミリメートル以上	<u>8,956,200円</u>

那覇市下水道条例の一部を改正する条例制定について

那覇市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、下水道使用料の金額を改定し、 及び免税となっている米国軍施設等に係る使用料の額についての算定基準を見 直すため、この案を提出する。

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(使用料の算定)	(使用料の算定)		
第34条 使用料の額は、毎使用月において 使用者が排除した汚水の量に応じて、次 に定めるところにより算定した基本料金 と従量料金の合計額とする。	第34条 [略]		
[表 別記]	[表 別記]		
2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメ リカ合衆国との間の相互協力及び安全保 障条約 <u>第6条</u> に基づく施設及び区域並び に日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う所得税法等の臨時 特例に関する法律(昭和27年法律第111 号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国 領事館等の使用料の額は、前項の使用料 の額に <u>108分の100</u> を乗じて得た額とす る。この場合において、その額に1円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨て るものとする。	2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメ リカ合衆国との間の相互協力及び安全保 障条約 <u>第六条</u> に基づく施設及び区域並び に日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定の実施に伴う所得税法等の臨時 特例に関する法律(昭和27年法律第111 号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国 領事館等の使用料の額は、前項の使用料 の額に <u>110分の100</u> を乗じて得た額とす る。この場合において、その額に1円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨て るものとする。		
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。			

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第34条第1項の規定は、令和元年12月以後の月分として算定する使用料から適 用し、同年11月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第34条第2項の規定は、令和元年11月以後の月分として算定する使用料から適 用し、同年10月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第34条第1項の表]

	区分	排出汚水量	料金
禾	重別		
-	- 基本	10立方メートルまで	628円

般	従量(1立	10立方メートルを超え30立方メートルまで	84円
汚	方メート	30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>100円</u>
水	ルにつき)	50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>136円</u>
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	<u>162円</u>
		300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	<u>197円</u>
		1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	207円
		8,000立方メートルを超えるもの	<u>216円</u>
[略]		

[改正後 別記]

[第34条第1項の表]

	── 区分	排出汚水量	料金
種別	IJ		
-	基本	10立方メートルまで	<u>639円</u>
般	従量(1立	10立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>85円</u>
汚	方メート	30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>101円</u>
水	ルにつき)	50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>138円</u>
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	<u>165円</u>
		300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	<u>200円</u>
		1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	<u>210円</u>
		8,000立方メートルを超えるもの	<u>220円</u>
[略]		

那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例制定について

那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市立森の家みんみんに設置する冷房機の利用に係る料金を定め、及び所 要の規定の整備を行うため、この案を提出する。 那覇市立森の家みんみん条例の一部を改正する条例

那覇市立森の家みんみん条例(平成17年那覇市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第9条関係)	別表第2(第9条関係)
施設利用料金	施設利用料金
[表 略]	[表 略]
備考	備考
1~2 [略]	1~2 [略]
	<u>3 冷房機の利用に係る料金は、1台に</u> <u>つき1時間当たり100円とする。</u>
	<u>4</u> 利用時間に1時間に満たない端数が
	あるときは、その端数を1時間として
	<u>計算する。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以	下「改正後部分」という。)に対応する改正
前の欄中下線が引かれた部分がない場合に	こは、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

財産の取得について(救助工作車)

次のとおり救助工作自動車を購入する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 品名、規格及び数量 救助工作自動車 1台
- 2 購入の目的 経年劣化した救助工作車を更新し、消防力の強化を 図る。
- 3 購入の方法 指名競争入札

(提案理由)

経年劣化した救助工作車を更新する目的で購入する財産について、議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議 会の議決を必要とするため、この案を提出する。

市道の路線認定及び廃止について

次のとおり市道の路線認定及び廃止を行うため、道路法第8条第2項及び第 10条第3項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起点	重要な経過地
		終 点	
2383	真地15号	字真地140番12~	
		字真地147番3	
2384	真地16号	字真地185番7~	
		字真地177番1	

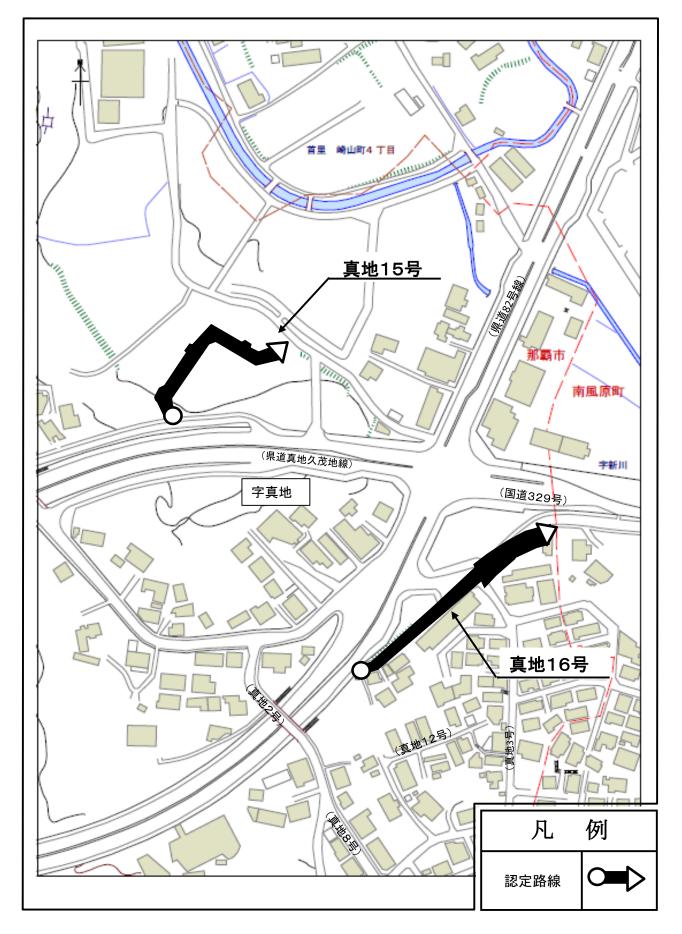
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起点	重要な経過地
		終 点	
48	真地新川線	字真地185番7~	
		字真地177番1	

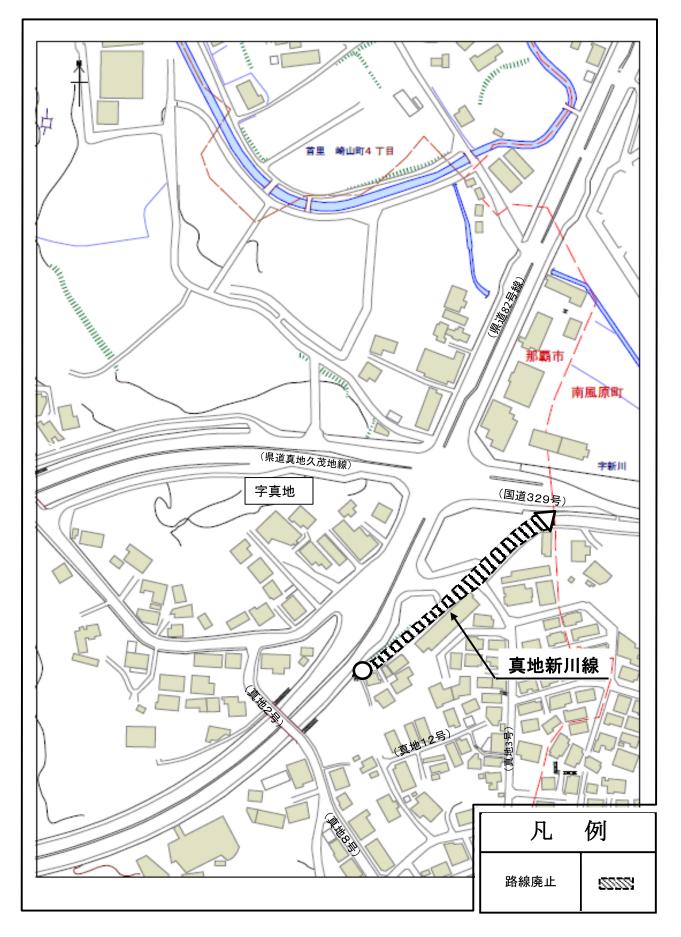
(提案理由)

道路網の整備を図るため、この案を提出する。

市道の路線認定位置図(参考図①)



市道の路線廃止位置図(参考図②)



議決内容の一部変更について

次のとおり議決内容の一部を変更する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

 1 議決議案名 那覇市営住宅等の指定管理者の指定について (平成 28 年 10 月 7 日同意)

- (1) 管理を行わせる公の施設
 名 称 那覇市営住宅 19 団地
 所在地 那覇市首里久場川町2丁目 96 番地 他
- (2) 指定管理者となる団体
 名 称 株式会社 琉信ハウジング
 所在地 那覇市松山2丁目3番12号
 代表者 代表取締役 比嘉 正彦
- (3) 指定期間平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 変更する事項 管理を行わせる公の施設
 - (1) 既決名称 那覇市営住宅 19 団地
 - (2) 変更名称 那覇市営住宅 20 団地

(提案理由)

那覇市農連市場地区防災街区整備事業地区内に建設される市営住宅の買取り に伴い、平成28年10月7日議決議案第96号「那覇市営住宅等の指定管理者の 指定について」中、管理を行わせる公の施設名称に変更が生じるため、この案 を提出する。

那覇市営住宅一覧

公営住宅

	名称	位置
1	那覇市久場川市営住宅	那覇市首里久場川町 2 丁目 18 番地
2	那覇市識名市営住宅	那覇市識名1丁目17番1号
3	那覇市宇栄原市営住宅	那覇市宇栄原4丁目14番1号
4	那覇市石嶺市営住宅	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地
5	那覇市大名市営住宅	那覇市首里大名町 3 丁目 20 番地
6	那覇市真地市営住宅	那覇市字真地 270 番地
7	那覇市安謝第一市営住宅	那覇市字安謝 664 番地の 50
8	那覇市銘苅市営住宅	那覇市字銘苅 213 番地
9	那覇市壺川市営住宅	那覇市壺川3丁目2番地6
10	那覇市汀良市営住宅	那覇市首里汀良町3丁目111番地の1
11	那覇市小禄市営住宅	那覇市田原3丁目2番地の1
12	那覇市石嶺第二市営住宅	那覇市首里石嶺町4丁目431番地の1
13	那覇市辻市営住宅	那覇市辻 2 丁目 14 番 1 号
14	那覇市安謝市営住宅	那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号及び 2 号
15	那覇市末吉市営住宅	那覇市首里末吉町3丁目6番地
16	那覇市新都心銘苅市営住宅	那覇市銘苅1丁目18番16号
17	那覇市繁多川市営住宅	那覇市繁多川 3 丁目 4 番 40 号
18	那覇市樋川市営住宅	那覇市樋川2丁目10番1号

改良住宅

	名称	位置
19	那覇市若狭市営住宅	那覇市若狭 3 丁目 18 番 1 号
20	那覇市壺川東市営住宅	那覇市壺川1丁目11番地1

報告第7号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専決処分書

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定さ れた請負金額の 100 分の5以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更に ついて、次のとおり専決処分する。

令和元年5月16日

那覇市長 城間 幹子

- 1 議決事件名
 工事請負契約について
 ((仮称)ともかぜ振興会館建設工事(建築))
 (平成 30 年 9 月 26 日同意)
 - 工事名 (仮称)ともかぜ振興会館建設工事(建築)

契約の相手方

- 請負者 古波蔵組·小波津組·新生実業共同企業体
- 代表者 所 在 地 沖縄県那覇市泉崎一丁目 22 番 12 号
 商号又は名称 株式会社 古波蔵組
 代 表 者 代表取締役 古波蔵 太志
- 構成員 所 在 地 沖縄県那覇市港町二丁目1番6号商号又は名称 株式会社 小波津組代 表 者 代表取締役 小波津 英正
- 構成員所 在 地 沖縄県那覇市樋川一丁目 11 番 11 号商号又は名称株式会社 新生実業代 表 者代表取締役 佐々木 優子
- 2 変更する事項 契約金額
 - 既決金額 823,530,240円
 - 変更する金額 828,810,240円

平成 30 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

単位:円		その他	0 206,203,939	0 8,996,188	0 8,680,138	0 78,200	0 201,850	0 36,000	0 197,207,751	0 197,207,751	0 35,524,177	0 2,560,920	0 2,560,920	0 32,963,257	0 12,261,000	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 20,702,257	0 26,015,000	0 26,015,000	0 16,218,000	0 9,797,000	0 17,043,000	0 2,500,000	0 2,500,000	0 14,543,000	0 2,506,000
左の財源内訳	未収入特定財源	地方債そう	174,100,000	174,100,000	0	21,000,000	135,100,000	18,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,300,000	77,300,000	48,100,000	29,200,000	0	0	0	0	0
左(未恆	国県支出金	802,557,800	802,557,800	0	189,703,800	540, 710, 000	72, 144, 000	0	0	266,266,000	0	0	266,266,000	74,166,000	32, 599, 000	19,125,000	553,000	98,287,000	41,536,000	0	0	0	0	0	1,219,000	0	0	1,219,000	0
		既収入特定財源	30,000	30,000	0	0	30,000	0	0	0	2,855,855	0	0	2,855,855	0	988,000	1,804,305	63,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	714 Aut 10 Aut 10	翌年度繰越領	1,182,891,739	985,683,988	8,680,138	210,782,000	676,041,850	90,180,000	197, 207, 751	197, 207, 751	304,646,032	2,560,920	2,560,920	302,085,112	86,427,000	33,587,000	20,929,305	616,550	98,287,000	41,536,000	20,702,257	103, 315, 000	103, 315, 000	64, 318, 000	38,997,000	18, 262, 000	2,500,000	2,500,000	15,762,000	2,506,000
		途	2,378,514,000	1,531,421,000	8,681,000	211,822,000	1,220,738,000	90,180,000	847,093,000	847,093,000	328,529,000	2,672,000	2,672,000	325,857,000	86,427,000	33,587,000	26,963,000	702,000	98,287,000	41,536,000	38,355,000	125,662,000	125,662,000	64, 318, 000	61,344,000	27,519,000	2,500,000	2,500,000	25,019,000	2,506,000
	Alle	事 米 予			なは市民協働プラザ施設管理運営費	旧那覇飛行場用地問題解決事業	新文化芸術発信拠点施設整備事業	文化芸術発信拠点施設整備事業(パシット)		税額更正特別事業(陸自・空自用地)			那覇市総合福祉センター設備等改修事業		老朽化保育所増改築等補助金	待機児童解消加速化事業	高良小区児童クラブ舎建築事業	若狭小区児童クラブ舎建築事業	幼児教育無償化実施円滑化事業	幼児教育無償化システム改修等事業	若狭浦保育所耐震化事業			敷地内道路擁壁補強対策事業	浸出水下水道接続事業			一般農道改良事業		泊魚市場施設改修事業
	ł.	Щ.		4					2 徴 税 費			1 社会福祉費		2 児童福祉費									2清掃 43 3			水産業費	1 農業費		3 水 産 業 費	
	Ŧ	澎	2 総務費								3 民生費											4 衛 生 費				6 農 林 小				

平成30年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

						1	左の財酒内記		
燕	堙	事業名	余 額	翌年度繰越額		*	未収入特定財源		
ź	<	2			既収入特定財源	国県支出金	地方債	その色	一般財源
7 商工費		-	252,742,000	250,270,219	0	203,423,000	0	0	46,847,219
	1商工	費	252,742,000	250,270,219	0	203, 423, 000	0	0	46,847,219
		新たな観光コンテンツ創出支援事業	5,000,000	5,000,000	0	4,000,000	0	0	1,000,000
		貸切バス乗降場・待機場整備事業	43,528,000	43,528,000	0	34,822,000	0	0	8,706,000
		第一牧志公設市場再整備事業	164, 549, 000	162,077,219	0	129,662,000	0	0	32,415,219
		牧志公設市場(衣料部・雑貨部)のあり方検討事業	4,726,000	4,726,000	0	0	0	0	4,726,000
		那覇市プレミアム付商品券事業	34,939,000	34,939,000	0	34,939,000	0	0	0
8 土木費			4,588,821,000	3,597,971,223	334,157,134	2,544,548,549	628,800,000	0	90,465,540
	1 土木管理費	4hr/	9,000,000	8,625,800	0	6,901,000	0	0	1,724,800
		地下壕対策事業	9,000,000	8,625,800	0	6,901,000	0	0	1,724,800
	2 道路橋りょう費		367, 430, 000	293,297,042	17,057,380	200, 148, 064	40,200,000	0	35, 891, 598
		歷史散歩道整備事業	92,668,000	69,999,000	99,000	56,000,000	13,900,000	0	0
		私道整備補助金	2,226,000	2,150,000	0	0	0	0	2,150,000
		道路維持管理事業	13,088,000	13,087,200	0	0	0	0	13,087,200
		道路維持事業	21,919,000	10,416,382	0	0	0	0	10, 416, 382
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	149,636,000	146,941,080	10,000	117,552,064	26,300,000	0	3,079,016
		道路新設改良事業(単独)	1,000,000	509,600	0	0	0	0	509,600
		バス停上屋整備事業	32,028,000	19,298,000	0	15,438,000	0	0	3,860,000
		交流オアシス整備事業	24,717,000	13,947,400	0	11,158,000	0	0	2,789,400
		交通安全施設整備事業(特交金)	30,148,000	16,948,380	16,948,380	0	0	0	0
	4都市計画費	4	2,873,721,000	2,266,122,627	248,112,000	1,623,961,485	341,200,000	0	52, 849, 142
		街路整備事業(公共投資交付金)	941,575,000	767,062,221	177,000	617,978,180	138, 100, 000	0	10,807,041
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	223,026,000	119, 380, 287	0	59,690,144	53,600,000	0	6,090,143
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	618,165,000	550, 824, 000	247,872,000	302,952,000	0	0	0
		無電柱化引込設備事業負担金	4,095,000	1,750,500	0	962,775	0	0	787,725
		モノレール・インフラ等修繕	49,116,000	49,020,000	0	39,216,000	0	0	9,804,000
		沖縄都市モノレール延長事業	854, 479, 000	709,570,586	63,000	567, 656, 469	127,600,000	0	14, 251, 117
		公園維持管理費	3,030,000	3,002,400	0	0	0	0	3,002,400
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	150, 385, 000	48, 891, 833	0	24,445,917	21,900,000	0	2,545,916
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	27,000,000	13,824,800	0	11,060,000	0	0	2,764,800
		民間活力を活かした公園活性化事業	2,850,000	2,796,000	0	0	0	0	2,796,000
	5住宅	費	1,338,670,000	1,029,925,754	68,987,754	713,538,000	247,400,000	0	0
		市営住宅ストック改善事業	15, 184, 000	9,040,000	9,040,000	0	0	0	0
		市営住宅ストック改善事業(防災安全)	183, 363, 000	13,674,204	7,521,204	6, 153, 000	0	0	0
		市営住宅ストック改善事業(改良住宅)	72,753,000	41,530,798	15,658,798	25,872,000	0	0	0
		地域居住機能再生推進事業	1,040,973,000	942,518,752	29,813,752	665, 305, 000	247,400,000	0	0
		真地市営住宅建替事業	26,397,000	23,162,000	6,954,000	16,208,000	0	0	0

平成30年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

					4	左の財源内部		
款 垣	事業	令 額	翌年度繰越額	1	*	未収入特定財源		
	K			既収入特定財源	国県支出金	地方債	その色	一般財源
消防費	-	792,000	792,000	792,000	0	0	0	0
1 消 防	費	792,000	792,000	792,000	0	0	0	0
	危険物設置許可事業	792,000	792,000	792,000	0	0	0	0
10 教 育 費		3,821,405,000	3,120,251,020	308,072,453	819,060,000	1,662,800,000	0	330,318,567
2小学校	費	2,900,259,000	2,345,947,611	307,872,453	641,438,000	1,252,600,000	0	144,037,158
	小学校環境整備事業(トイレ整備)	70,650,000	47,893,000	100,000	5,690,000	31,400,000	0	10,703,000
	小学校施設ブロック塀対策事業	195,419,000	193,267,640	0	51,430,000	102,800,000	0	39,037,640
	小学校施設冷房設備設置事業	133,806,000	133,806,000	0	29,957,000	103,700,000	0	149,000
	石嶺小学校校舎建設事業	189,875,000	74,055,300	100,000	32,072,000	27,700,000	0	14, 183, 300
	高良小学校校舎建設事業	1,454,041,000	1,116,992,871	224,091,871	280,369,000	587, 100, 000	0	25,432,000
	若狭小学校校舎建設事業	26,503,000	26,502,500	0	0	0	0	26,502,500
	上間小学校屋内運動場建設事業	132,780,000	56, 276, 800	0	4,287,000	46,500,000	0	5,489,800
	地域·学校連携施設(若狭小)建設事業	573,000	541,500	0	0	0	0	541,500
	学校施設耐震化事業(城岳小学校耐震改修)	247,012,000	247,012,000	24,706,440	99,309,000	116,400,000	0	6,596,560
	学校施設耐震化事業(城南小学校耐震改修)	74,121,000	74,121,000	6,717,880	31,397,000	33,400,000	0	2,606,120
	学校施設耐震化事業(小禄小学校耐震改修)	190,627,000	190,627,000	17,622,120	75,659,000	90,900,000	0	6,445,880
	学校施設耐震化事業(城東小学校耐震改修)	33,321,000	33,321,000	2,161,640	20,049,000	9,800,000	0	1,310,360
	学校施設耐震化事業(松島小学校耐震改修)	97,142,000	97, 142, 000	18,277,000	11, 142, 000	63,800,000	0	3,923,000
	学校施設耐震化事業(畫屋小学校耐震改修)	54, 389, 000	54, 389, 000	14,095,502	77,000	39,100,000	0	1,116,498
3 中 学 校	費	516,887,000	399,989,000	200,000	92,032,000	228,200,000	0	79,557,000
	中学校施設老朽化抑制事業(塩害防止·長寿命化)	56, 144, 000	30,218,120	0	24,175,000	0	0	6,043,120
	中学校施設ブロック塀対策事業	112,317,000	109,445,280	0	31,191,000	62, 300, 000	0	15,954,280
	中学校施設冷房設備設置事業	63,007,000	63,007,000	0	14, 142, 000	48,700,000	0	165,000
	真和志中学校校舎建設事業	107, 459, 000	102,064,000	100,000	17,846,000	55,300,000	0	28,818,000
	神原中学校校舎建設事業	50,637,000	15,592,840	100,000	4,678,000	6,000,000	0	4,814,840
	那覇中学校水泳プール建設事業	127,323,000	79,661,760	0	0	55,900,000	0	23,761,760
4 幼 稚 園	費	67,833,000	66,578,945	0	13,207,000	33,000,000	0	20,371,945
	認定こども園等ブロック塀対策事業	26,148,000	24,893,945	0	3,721,000	6,700,000	0	14,472,945
	壺屋幼稚園園舎耐震化事業	37,175,000	37,175,000	0	7,093,000	26, 300, 000	0	3,782,000
	小禄幼稚園園舎耐震化事業	4,510,000	4,510,000	0	2,393,000	0	0	2,117,000
5 社会教育	費	19,573,000	19,572,840	0	0	0	0	19,572,840
	沖縄県営鉄道転車台遺構移設·保存公開活用事業	19,573,000	19,572,840	0	0	0	0	19,572,840
6 保健体育	費	316,853,000	288,162,624	0	72,383,000	149,000,000	0	66,779,624
	高良小学校給食調理場改築事業	316,853,000	288,162,624	0	72,383,000	149,000,000	0	66,779,624
	-ini	11,523,984,000	8,578,399,233	645,907,442	4,637,074,349	2,543,000,000	0	752.417.442

平成30年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

平成 30 年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度 那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので報告する。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

繰越計算書
-般会計事故繰越し
平成30年度那覇市-

E		Ŧ	Ŕ	972	972	972	000	120	120	120	500	500	500	592
単位: P		一般財源		8,158,972	8,158,972	2,866,972	5,292,000	479,120	479,120	479,120	170,500	170,500	170,500	8,808,592
Li mi		未収入特定財源	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
の財酒内	い刃旅り		地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	Æ		国県支出金	0	0	0	0	0	0	0	680,000	680,000	680,000	680,000
		既収入 特定財源		3,500,000	3,500,000	3,500,000	0	0	0	0	0	0	0	3,500,000
	翌年度 繰越額			11,658,972	11,658,972	6,366,972	5,292,000	479,120	479,120	479,120	850,500	850,500	850,500	12,988,592
力言兄	ノ垣に	支出未済額		11,658,972	11,658,972	6,366,972	5,292,000	479,120	479,120	479,120	850,500	850,500	850,500	12,988,592
左の内部	子 () () () () () () () () () (古里冰瘤	人口闭锁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出負担 行為額			11,658,972	11,658,972	6,366,972	5,292,000	479,120	479,120	479,120	850,500	850,500	850,500	12,988,592
	事差名			. 汉处 / 达 · 加 · 胡,	総務管理費	第4次那覇市男女共同参画計画及 び第2次DV計画策定業務	地域経済構造分析事業		社会福祉費	那覇市総合福祉センター設備等改 修事業	<u> </u>	3 水産業費	外国人研修生受入事業補助金	合
	通			総務費	1 総			民生費	1 社		農林水産業費	3 水		
	蒙			2 総				民 第一日 102			9			

報告第11号

平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費 繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年度 那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和元年6月7日提出

平成30年度 那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

Б				0	0	0
単位:円		纪; 	利又 PM //环			
			その街	0	0	0
	左の財源内訳	未収入特定財源	地方債	0	0	0
	7	Ĩ	国県支出金	1,916,000	1,916,000	1,916,000
		와면수돾 인마표	ぬせくく むため が	0	0	0
	金額翌年度繰越額問題			1,916,000	1,916,000	1,916,000
				1,916,000	1,916,000	1,916,000
	世 業 名					福祉空間整備事業費
	橫				1 総務管理費	
				1 総務費		

平成 30 年度那覇市市街地再開発事業特別会計繰越明許費 繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、別紙のとおり繰越明許費繰 越計算書を議会へ報告する。

令和元年6月7日提出

単位:円

				\sim	
	一般財源		43,760,000	43,760,000	43,760,000
訳		その他	0	0	0
	定財源	地方債	5,530,000 226,700,000	5,530,000 226,700,000	5,530,000 226,700,000
左の財源内	未収入特定財源	県支出金	5,530,000	5,530,000	
左	7	国庫支出金	460,517,000	0 460,517,000	460,517,000
	既 収 入 特定財源		0	0	0
邊 年 藤 截			736,507,000	736,507,000	736,507,000
金額			736,507,000	736,507,000	736,507,000
ح					b再開発事業)
肁				費	農連市場地区市街地再開発事業 (防災街区整備事業)
項			1 都市再開発事業費		
凝			1 都市再開発	事業費	

平成30年度那覇市市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書

平成 30 年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書について

平成 30 年度那覇市水道事業会計予算の建設改良費繰越について、地方公営企 業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、水道事業会計の繰越額の使用に関する計画 について別紙のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

平成30年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

	説明	E	水道配水管の布設位置において道路管理者との占用協議に時間を要したこと、試掘において他占用物の支障が確認できたため布おいて他自用物の支障が確認できたため布は設位置の変更が必要になったこと等から、 線越となった。
翌在庶蟲越貓	1に、 「矢」を資源 「矢」を 「矢」を 「茶」を 「茶」を 「茶」で 「茶」で 「茶」で 「茶」で 「茶」で 「茶」で 「茶」で 「茶」を 「茶」を 「茶」を 「茶」 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「		
	不用額	E	0
	建設改良 積立金	E	21, 438, 000 14, 000, 000 624, 605, 080
左の財源内訳	繰 工事資金	E	14,000,000
左の財	補償金	E	21, 438, 000
	補助金		190, 000, 000
報 御 御 御			850, 043, 080
支払義務 発生額			0
予算計上額			850, 043, 080
業			建設改良事業
残			→資本的支出 →建設改良費

平成 30 年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について

平成 30 年度那覇市下水道事業会計予算の建設改良費繰越について、地方公営 企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、下水道事業会計の繰越額の使用に関する 計画について別紙のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

平成30年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

$ \tilde{ x } $ </th <th>-</th> <th>-</th> <th>1</th>	-	-	1
$ I = \frac{1}{2} I =$			関連事業や施設管理者との調整、事前の磁気探査で 多数発見された異常点の確認及び除去に時間を要し たこと等から、年度内の完了が困難となり繰越と なった。
$ I = \frac{1}{2} I =$			
項 事 業 名 予算計上額 支払義務 翌 年 度 1 発生額 繰 越 徳 企業債 1 円 円 円 円 円 1 円 円 円 円 円 1 円 円 円 円 円 1 円 円 円 円 1 円 円 円 円 1 円 円 円 円 1 円 円 円 1 1 円 円 1 1 1 円 1 1 1 1			
項 事 業 名 予算計上額 支払義務 翌 年 度 1 1 2 2 1 2 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1		損益勘定 留保資金	円 60, 772, 482
項 事 業 名 予算計上額 支払義務 翌 年 度 1 発生額 繰 越 徳 企業債 1 円 円 円 円 円 1 円 円 円 円 円 1 円 円 円 円 円 1 円 円 円 円 1 円 円 円 円 1 円 円 円 円 1 円 円 円 1 1 円 円 1 1 1 円 1 1 1 1	原内訳	繰 工事資金	円 96, 146, 822
項 事 業 名 予算計上額 支払義務 翌 年 度 1 1 2 2 1 2 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1	左の財	補助金	円 329, 791, 351
項事業案 本名 予算計上額 支払義務 1 円 円 円 2 建設改良事業 743,010,655		企業債	
項事業案名予算計上額 支払義務 1 予告 2 予告 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	鱼	领) 155 155
項事業案名予算計上額 支払義務 1 予告 2 予告 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			743, 010, (
項 事 業 名 予算計上額 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			E °
 一一建設改良費 一一建設改良費 一、建設以息費 一、建設 一、市 一、市 一、市 一、市 一、市 一、市 一、市 一、市 一、市 1 <l< td=""><td></td><td>才算計上額</td><td>円 743, 010, 655</td></l<>		才 算計上額	円 743, 010, 655
項 1建設改良費			100
項 1建設改良費			₿ 設 改 良 事業
数 しょうちょう			
ましくする	Ì	Ŕ	1資本的支出

報告第15号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決 により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない 範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月28日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(高良小学校校舎改築工事(建築)) (平成 29 年 10 月 4 日同意)
 - 工 事 名 高良小学校校舎改築工事(建築)

契約の相手方

- 請 負 者 野原建設・IMI CORPORATION・神谷産業共同企業体
- 代表者住所那覇市長田2丁目10番32号
 - 商 号 株式会社 野原建設
 - 氏 名 代表取締役 上地 修
- 構 成 員 住 所 沖縄県那覇市おもろまち2丁目2番19号
 - 商 号 株式会社 IMI CORPORATION
 - 氏 名 代表取締役 池原 紀夫
- 構成員住所沖縄県那覇市字大道75番地の1 2F
 - 商 号 有限会社 神谷産業
 - 氏 名 代表取締役 神谷 善高
- 2 変更する事項 契約金額

既決金額 2,061,244,800円 変更する金額 2,070,561,960円

報告第16号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決 により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない 範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月28日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(高良小学校校舎改築工事(空調)) (平成29年10月4日同意)
 - 工 事 名 高良小学校校舎改築工事(空調)

契約の相手方

- 請 負 者 技研工業·和高建設工業·金吉設備工業共同企業体
- 代 表 者 住 所 沖縄県那覇市曙3-4-6
 - 商 号 技研工業株式会社
 - 氏 名 代表取締役 國仲 昌典
- 構 成 員 住 所 沖縄県那覇市田原4-5-2
 - 商 号 株式会社 和高建設工業
 - 氏 名 代表取締役 具志 清
- 構 成 員 住 所 沖縄県那覇市田原4-5-2
 - 商 号 株式会社 金吉設備工業
 - 氏 名 代表取締役 具志 清
- 2 変更する事項 契約金額

既決金額 230,919,120円変更する金額 232,760,520円

報告第17号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決 により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない 範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月28日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(高良小学校校舎改築工事(衛生))(平成29年10月4日同意)
 - 工 事 名 高良小学校校舎改築工事(衛生)

契約の相手方

請	負	者	泉水	、設備	・沖縄ガス・石川電設共同企業体
代	表	者	住	所	那覇市識名3丁目22番12号
			商	号	泉水設備株式会社
			氏	名	代表取締役 新城 雅人
構	戓	員	住	所	那覇市西3丁目13番2号
			商	号	沖縄ガス株式会社
			氏	名	代表取締役社長 我那覇 力蔵
構	戓	員	住	所	那覇市首里山川町2-61-33
			商	号	株式会社 石川電設
			氏	名	代表取締役 石川 美保子

2 変更する事項 契約金額

既決金額 217,509,840円 変更する金額 222,815,880円

報告第18号

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決 により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない 範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月28日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について(高良小学校校舎改築工事(電気)) (平成29年10月4日同意)
 - 工 事 名 高良小学校校舎改築工事(電気)

契約の相手方

- 請 負 者 きらり電設・マエダ電気工事・大協電気工事共同企業体
- 代表 者 住 所 沖縄県那覇市国場 410 番地
 - 商 号 株式会社 きらり電設
 - 氏 名 代表取締役 喜納 政之
- 構 成 員 住 所 沖縄県那覇市壺川1丁目16番地11
 - 商 号 マエダ電気工事株式会社
 - 氏 名 代表取締役 真栄田 一郎
- 構 成 員 住 所 沖縄県那覇市首里大名町3丁目17番地6
 - 商 号 大協電気工事株式会社
 - 氏 名 代表取締役 上村 勝
- 2 変更する事項 契約金額

既決金額	198,506,160 円
変更する金額	202,077,720 円

```
専決処分の報告について(学校事故)
```

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決に より指定された、1件200万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとお り専決処分する。

令和元年5月30日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 学校事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

- 相 手 方 浦添市港川在 法人
- 賠償額 219,170円

専決処分の報告について(学校事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決に より指定された、1件200万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとお り専決処分する。

令和元年5月30日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 学校事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

- 相 手 方 浦添市港川在 法人
- 賠償額 1,258,946 円

専決処分の報告について(車両事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決に より指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分 する。

令和元年5月22日

- 1 事 件 名 車両事故
- 2 賠償の相手方
 - 及び賠償額
 - 相 手 方 那覇市牧志在
 - 賠償額 824,304 円
- 3 和解事項
 - (1) 那覇市は、賠償の相手方の物件損害のうち、責任割合を9割として上 記の賠償額を支払う。
 - (2) 賠償の相手方は、那覇市の物件損害のうち、責任割合を1割として金 22,800円の賠償額を支払う。
 - (3) 本件事故のうち人身損害に係る損害賠償は、別途支払う。
 - (4) 那覇市と賠償の相手方は、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判 外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約する。